

福産医発第 151 号

平成18年3月17日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

福岡県産業医学協議会

会長 竹 嶋 康 弘



労働安全衛生法等の一部を改正する法律について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会関係者への周知方につきましてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、今回の主な改正点は下記のとおりとなっております。

記

1. 長時間労働者への医師による面接指導の実施
2. 特殊健康診断結果の労働者への通知
3. 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施
4. 認定事業者に対する計画届の免除
5. 安全管理者の資格要件の見直し
6. 安全衛生管理体制の強化
7. 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施
8. 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付
9. 化学物質等の表示・文書交付制度の改善
10. 有害物ばく露作業報告の創設
11. 免許・技能講習制度の見直し



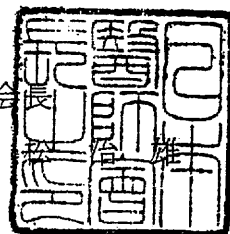
日医発第1036号(地Ⅱ212)

平成18年3月6日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長

植



労働安全衛生法等の一部を改正する法律について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局長より、労働安全衛生法等の一部を改正する法律について、都道府県労働局長あてに別添のとおり通知がなされました。

本法律は、就業形態の多様化等、社会経済情勢の変化の中で、労働者の安全と健康の一層の確保等を図るため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）の4法について改正を行うものであります。

具体的な内容については別添のとおりであります。特に労働安全衛生法の改正については、主な内容は以下のとおりです。

- 1 長時間労働者への医師による面接指導の実施
- 2 特殊健康診断結果の労働者への通知
- 3 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施
- 4 認定事業者に対する計画届の免除
- 5 安全管理者の資格要件の見直し
- 6 安全衛生管理体制の強化
- 7 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施
- 8 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付
- 9 化学物質等の表示・文書交付制度の改善
- 10 有害物ばく露作業報告の創設
- 11 免許・技能講習制度の見直し

また、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令につきましても、別添のとおり定められましたのでお知らせいたします。な

お、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の条文には、様式が省略されており、様式は別に同封しております。

更に、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」が、平成18年2月24日付（基発第0224003号）で出されましたので、参考までにお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会に対して周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、このたびの労働安全衛生法改正により、過重労働・メンタルヘルス対策としての面接指導制度の導入など産業医に期待される役割も大きくなり、それに適切に対応するためには認定産業医制度に基づく基礎研修会や生涯研修会の受講を通じて産業医等の資質向上を図ることが重要であります。今後とも認定産業医制度の推進について、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



基 発 第 1 1 0 2 0 0 2 号
平 成 1 7 年 1 1 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法等の一部を改正する法律について

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）については、本年9月30日に第163回国会に提出され、10月26日に原案どおり可決成立し、本日公布されたところである。この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行することとしている。

この法律は、就業形態の多様化の進展等社会経済情勢の変化の中で、労働者の安全と健康の一層の確保等を図るため、製造業等における労働災害を防止するための措置及び長時間労働者等の健康を保持するための措置を充実強化するとともに、労働者災害補償保険における通勤災害に係る通勤の範囲の拡大及び有期事業に係る確定保険料の特例の改正を行うほか、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するため特別の措置を講ずることとする等、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）の4法について改正を行うものであり、その主たる内容は下記のとおりである。

この法律の施行のために必要な関係政省令等については、今後、労働政策審議会に諮り、その答申を得て、制定することとしている。ついては、この法律の円滑な施行に万全を期すため、以上のことを十分御理解の上、所要の準備に努められたく、通達する。

記

第1 労働安全衛生法の一部改正

1 事業者の行うべき調査等

- (1) 事業者は、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしたこと。ただし、危険性又は有害性等のある化学物質等に係る調査以外の調査については、製造業等の業種に属する事業者に限るものとしたこと。(第28条の2第1項関係)
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の措置に関して、必要な指針を公表するものとしたこと。(第28条の2第2項関係)
- (3) 厚生労働大臣は、(2)の指針に従い、事業者に指導、援助等を行うことができるものとしたこと。(第28条の2第3項関係)

2 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置

- (1) 製造業等の事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならないものとしたこと。(第30条の2第1項関係)
- (2) 分割発注のため(1)の措置を講ずべき者が2以上あるときは、発注者等は、(1)の措置を講ずべき者として1人を指名しなければならないものとしたこと。(第30条の2第2項関係)

3 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置

化学物質等を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないものとしたこと。(第31条の2関係)

4 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善

- (1) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、容器又は包装に表示しなければならないものとして、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等したこと。(第57条第1項関係)
- (2) 危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して相手方にその名称等を文書の交付等の方法により通知しなければならない物に追加したこと。(第57条の2第1項関係)

5 健康診断実施後の措置等

- (1) 労働安全衛生法第66条の4の規定による医師又は歯科医師の意見の衛生委員会等への報告を健康診断の実施後に講ずべき措置として明記したこと。(第66条の5第1項関係)
- (2) 特殊健康診断を受けた労働者に対するその結果の通知について、一般健康診断の結果の通知と同様にこれを行わなければならないものとしたこと。(第66条の

6 関係)

6 面接指導等

- (1) 事業者は、その労働時間の状況等が厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとしたこと。(第66条の8第1項関係)
- (2) 労働者は、(1)の面接指導を受けなければならないものとしたこと。ただし、事業者の指定した医師以外の医師が行う(1)の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を事業者に提出したときは、この限りでないものとしたこと。(第66条の8第2項関係)
- (3) 事業者は、面接指導の結果の記録、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、その必要があると認める場合の作業等の変更、医師の意見の衛生委員会等への報告等の措置を講じなければならないものとしたこと。(第66条の8第3項から第5項まで関係)
- (4) 面接指導の実施に従事した者は、知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないものとしたこと。(第104条関係)
- (5) 事業者は、(1)の面接指導を行う労働者以外の労働者で健康への配慮が必要なものについて、必要な措置を講ずるように努めなければならないものとしたこと。(第66条の9関係)

7 計画の届出の免除

1の(1)に定める措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者について、労働安全衛生法第88条第1項又は第2項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を免除したこと。(第88条第1項及び第2項関係)

8 教習及び技能講習制度の見直し

「地山の掘削作業主任者技能講習」と「土止め支保工作業主任者技能講習」との統合、「ボイラー据付け工事作業主任者技能講習」の廃止、「特定化学物質等作業主任者技能講習」から「石綿作業主任者技能講習」の分離等の見直しを行ったこと。(別表第17及び第18関係)

9 その他

- (1) 罰則に関し所要の改正を行ったこと。
- (2) その他所要の規定の整備を行ったこと。

第2 労働者災害補償保険法の一部改正

1 通勤災害保護制度における通勤の範囲の見直し

就業の場所から他の就業の場所への移動及び住居と就業の場所との間の往復に先

行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）を通勤災害保護制度における通勤に含めるものとしたこと。（第7条第2項及び第3項関係）

第3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

- 1 有期事業に係るメリット制（事業場ごとの災害率による保険料の調整）の見直し
事業場ごとの災害率による保険料の調整幅の最高限度を、有期事業について40パーセント（現行35パーセント）に拡大したこと。（第20条第1項関係）

第4 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正

- 1 題名
題名を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改めたこと。（題名関係）
- 2 目的
法の目的を「我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって労働者の健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資すること」に改めたこと。（第1条関係）
- 3 定義

この法律において、「労働時間等」とは労働時間、休日及び年次有給休暇その他の休暇をいい、「労働時間等の設定」は労働時間、休日数、年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項を定めることをいうものとしたこと。（第1条の2関係）

4 事業主等の責務

1及び2の改正に伴い、事業主等の責務を次のように改めたこと。

- (1) 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとする
こと。（第2条第1項関係）
- (2) 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、労働時間等に関する実情等に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与等に努めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者等の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮する等その改善に努めなければならないこと等とすること。（第2条第2項関係）

- (3) 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならないものとする。こと。（第2条第3項関係）

5 労働時間等設定改善指針

- (1) 国が策定するものとされていた労働時間短縮推進計画に代えて、厚生労働大臣が、4に定める事項に関し、事業主等が適切に対処するための指針（以下「労働時間等設定改善指針」という。）を定めるものとしたこと。（第4条第1項関係）
- (2) 厚生労働大臣は、従前の労働時間短縮推進計画を策定する場合と同様に、労働時間等設定改善指針を定める場合には、関係行政機関の長と協議し、都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとしたこと。（第4条第2項関係）

6 労働時間等の設定の改善の実施体制の整備

事業主は、労働時間短縮の実施体制の整備に代えて、労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に意見を述べることを目的とする委員会を設置する等必要な体制の整備に努めなければならないものとしたこと。（第6条関係）

7 労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例等

- (1) 「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、労働時間等設定改善委員会における決議について、従前の労働時間短縮推進委員会における決議と同様に労使協定に代えることができること等としたこと。（第7条第1項関係）
- (2) 労働時間等設定改善委員会が設置されていない事業場において、事業主が労働者の過半数で組織する労働組合等との書面協定に基づき、一定の要件に適合する労働安全衛生法に規定する衛生委員会（同法に規定する安全衛生委員会を含む。以下同じ。）に、事業場における労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議させ、事業主に意見を述べさせることとしたときは、当該衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなして、その決議を労使協定に代えることができること等としたこと。（第7条第2項関係）

8 労働時間等設定改善実施計画

「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に改め、従前の労働時間短縮実施計画と同様に、同一の業種に属する二以上の事業主は、共同して、労働時間等設定改善実施計画を作成し、厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣の承認を受けることができること等としたこと。（第8条から第11条まで関係）

9 労働時間短縮支援センターの廃止

指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止したこと。（現行第5章及び第6

章関係)

10 法の廃止期限の削除

法を平成18年3月31日までに廃止するものとする規定を削除したこと。(現行附則第2条関係)

第5 その他

1 施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行するものとしたこと。ただし、第1の4は平成18年12月1日から、第4の10は公布の日から施行するものとしたこと。(附則第1条関係)

2 経過措置

- (1) 平成20年3月31日までの間における第1の6の適用については、労働安全衛生法第13条第1項の政令で定める規模の事業場（常時50人以上の労働者を使用する事業場）に限るものとしたこと。(附則第2条関係)
- (2) (1)に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めたこと。
(附則第3条から第12条まで関係)

3 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行ったこと。(附則第14条及び第15条関係)

労働安全衛生法等の一部を改正する法律

（労働安全衛生法の一部改正）

第一条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び有害物」を「並びに危険物及び有害物」に、「有害物に関する規制」を「危険物及び有害物に関する規制（」に改める。

第十五条第四項中「第三十条の二第五項」を「第三十条の三第五項」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（事業者の行うべき調査等）

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外

のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第三十条の二第二項から第四項までの規定中「前条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第三十条の三とし、第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する事業の仕事の発注者について準用する。この場合において、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項」とあるのは「次条第一項」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「

仕事の全部」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

第三十一条第一項中「第三十一条の三」を「第三十一条の四」に改める。

第三十一条の三を第三十一条の四とし、第三十一条の二を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第三十二条第五項中「から第三項まで」を「から第五項まで」に、「の元方事業者等、第三十一条第一項」を「若しくは第三十条の三第一項の元方事業者等、第三十一条第一項若しくは第三十一条の二」に、「第三十一条第一項又は」を「第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二又は」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は第三十一条第一項」を「、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項又は第三十一条の二」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第三十一条の二の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十二条第二項中「第三十条の二第一項」を「第三十条の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十条の二第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十六条中「第三十一条第一項」を「第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二」に、「から第三項まで」を「から第五項まで」に、「第三十二条第四項」を「第三十二条第六項」に改める。

「第五章 機械等及び有害物に関する規制」を「第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制」に改める。

第三十八条第一項中「（以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。）」を削る。

「第二節 有害物に関する規制」を「第二節 危険物及び有害物に関する規制」に改める。

第五十七条第一項中「ベンゼン、」を「爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、」に、「の事項」を「に掲げるもの」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 成分

ハ 人体に及ぼす作用

ニ 貯蔵又は取扱い上の注意

ホ イからニまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

第五十七条の二第一項中「労働者に」の下に「危険若しくは」を加える。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

第六十六条の二中「この条及び第六十六条の五第一項において」を削る。

第六十六条の五第一項中「整備」の下に「、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告」を加える。

第六十六条の六の見出し中「一般健康診断」を「健康診断」に改め、同条中「第六十六条第一項」の下に「から第四項まで」を加える。

第六十六条の七の次に次の見出し及び二条を加える。

(面接指導等)

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び前項ただし書の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。

4 事業者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保

持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

5 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

第六十六条の九 事業者は、前条第一項の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七十七条第二項第四号中「終了し」を「修了し」に改める。

第八十八条第一項中「若しくは機械等」の下に「（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）」を加え、同項ただし書中「仮設の建設物又は機械等で、厚生労働省令で定めるもの」を「第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生

労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者」に改め、同条第二項中「同項」を「同項本文」に改める。

第九十八条第一項中「第三十条の二第一項」を「第三十条の三第一項」に改め、「第三十一条第一項」の下に「、第三十一条の二」を加える。

第百四条の見出し中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に改め、「健康診断」の下に「並びに第六十六条の八第一項の規定による面接指導」を加え、「心身の欠陥その他の」を削る。

第百六条第一項中「第十九条の三」の下に「、第二十八条の二第三項」を加え、「第五十八条第三項」を削る。

第百十九条第一号中「第三十条の二第一項」を「第三十条の三第一項」に改め、「第三十一条第一項」の下に「、第三十一条の二」を加える。

第百二十条第一号中「第三十条の二第五項」を「第三十条の三第五項」に改め、「第三十条第一項若しくは第四項」の下に「、第三十条の二第一項若しくは第四項」を加え、「から第四項まで」を「から第六

項まで」に改め、「第五十九条第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第十七第四号を削る。

別表第十八第五号を次のように改める。

五 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習

別表第十八中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

別表第十八中第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号を削り、第二十五号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 石綿作業主任者技能講習

別表第十八中第二十六号を第二十四号とし、第二十七号から第三十九号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第十九デリック運転実技教習の項を削る。

別表第二十第四号中「地山の掘削作業主任者技能講習、土止め支保工作業主任者技能講習」を「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に改め、同表中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表第十二号中「特定化学物質等作業主任者技能講習」を「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に、「四アルキル鉛等作業主任者技能講習及び有機溶剤作業主任者技能講習」を「有機溶剤作業主任者技能講習及び石綿作業主任者技能講習」に改め、同号を同表第十一号とし、同表中第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

「移動式クレーン運転実技教習

別表第二十一中

デリック運転実技教習

」

を「移動式クレーン運転実技教習」に、「移動式ク

レーン運転実技教習又はデリック運転実技教習」を「又は移動式クレーン運転実技教習」に、「移動式クレーン又はデリック」を「又は移動式クレーン」に改める。

「移動式クレーン運転実技教習

別表第二十二中

デリック運転実技教習

」

を「移動式クレーン運転実技教習」に、「移動式ク

レーン若しくはデリック」を「又は移動式クレーン」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第二条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「住居と就業の場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 住居と就業の場所との間の往復
- 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）

第七条第三項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第八条第一項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号及び第二号」に、「同項各号」を「同項第一号及び第二号」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第四条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法

目次中「第三条」を「第三条の二」に、「労働時間短縮推進計画」を「労働時間等設定改善指針等」に

「第四章 労働時間短縮実施計画（第八条―

、「労働時間短縮の」を「労働時間等の設定の改善の」に、第五章 労働時間短縮支援センター（第十

第六章 雑則（第三十二条―第三十五条）

第十三条の二）

四条―第三十一条）を「第四章 労働時間等設定改善実施計画（第八条―第十四条）」に改める。

「
第一条中「労働時間の現状」を「労働時間等の現状」に、「労働時間短縮推進計画」を「労働時間等設定改善指針」に、「労働時間の短縮に」を「労働時間等の設定の改善に」に、「労働時間の短縮の円滑な推進を図り」を「労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし」に、「ゆとりのある」を「健康で充実した」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(定義)

第一条の二 この法律において「労働時間等」とは、労働時間、休日及び年次有給休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものをいう。以下同じ。）その他の休暇をいう。

2 この法律において「労働時間等の設定」とは、労働時間、休日数、年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項を定めることをいう。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（事業主等の責務）」を付し、同条第一項中「労働時間に関し、その短縮を計画的に進めるため、休日数の段階的な増加」を「労働時間等の設定の改善を図

るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備」に改め、同条第三項中「労働時間の短縮」を「労働時間等の設定の改善」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「労働時間の短縮」を「労働時間等の設定の改善」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与その他の必要な措置を講ずるように努めるほか、その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者（転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とする労働者その他これに類する労働者をいう。）、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行う等その改善に努めなければならない。

第三条に見出しとして「（国及び地方公共団体の責務）」を付し、同条中「労働時間の短縮」を「労働時間等の設定の改善」に改め、第一章中同条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第三条の二 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員については、適用しない。

「第二章 労働時間短縮推進計画」を「第二章 労働時間等設定改善指針等」に改める。

第四条の見出しを「（労働時間等設定改善指針の策定）」に改め、同条第一項を次のように改める。

厚生労働大臣は、第二条に定める事項に関し、事業主及びその団体が適切に対処するために必要な指針（以下「労働時間等設定改善指針」という。）を定めるものとする。

第四条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「労働時間短縮推進計画の案を作成する」を「労働時間等設定改善指針を定める」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第四項の規定による閣議の決定があつた」を「労働時間等設定改善指針を定めた」に、「労働時間短縮推進計画」を「これ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「前三項」を「前二項」に、「労働時間短縮推進計画」を「労働時間等設定改善指針」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条中「労働時間短縮推進計画」を「労働時間等の設定の改善のための事業主の取組」に、「労働時間の短縮」を「労働時間等の設定の改善」に改める。

「第三章 労働時間短縮の実施体制の整備等」を「第三章 労働時間等の設定の改善の実施体制の整備等」に改める。

第六条の見出し中「労働時間短縮」を「労働時間等の設定の改善」に改め、同条中「労働時間の短縮」を「労働時間等の設定の改善」に改める。

第七条の見出しを「（労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例等）」に改め、同条中「次の各号」を「次に掲げる要件」に、「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削り、「。以下この条」を「。以下この項」に、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第七条」を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 労働時間等設定改善委員会が設置されていない事業場において、事業主が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十八条第一項の規定により設置された衛生委員会（同法第十九条第一項の規

定により設置された安全衛生委員会を含む。以下同じ。）であつて次に掲げる要件に適合するものに、当該事業場における労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議させ、事業主に対して意見を述べさせることを定めたときは、当該衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなして、前項の規定を適用する。

一 当該衛生委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名されていること。

二 当該衛生委員会の議事について、厚生労働省令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されていること。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件

「第四章 労働時間短縮実施計画」を「第四章 労働時間等設定改善実施計画」に改める。

第八条の見出しを「（労働時間等設定改善実施計画の承認）」に改め、同条第一項中「労働時間の短縮」を「労働時間等の設定の改善」に、「営業時間の短縮」を「労働時間等設定改善指針に即して、業務の

繁閑に応じた営業時間の設定」に、「労働時間短縮促進措置」を「労働時間等設定改善促進措置」に、「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に改め、同条第二項中「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「労働時間短縮促進措置」を「労働時間等設定改善促進措置」に改め、同条第三項中「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に、「次の各号」を「次に掲げる基準」に改める。

第九条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に改める。

第十条第一項中「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に、「労働時間短縮促進措置」を「労働時間等設定改善促進措置」に改め、同条第二項及び第三項中「労働時間短縮実施計画」を「労働時間等設定改善実施計画」に改める。

第十一条第二項中「労働時間短縮促進措置」を「労働時間等設定改善促進措置」に、「労働時間の短縮」を「労働時間等の設定の改善」に改める。

第五章及び第六章を削る。

第十三条の二を第十四条とする。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中労働安全衛生法の目次の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同章第二節の節名の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定及び同法第五十七条の二第一項の改正規定 平成十八年十二月一日

- 二 第四条中労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法附則第二条を削り、同法附則第一条の見出し及び条名を削る改正規定並びに附則第十二条の規定 公布の日

（新労働安全衛生法第六十六条の八等の適用に関する特例）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十年三月三十一日までの間における第

一条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新労働安全衛生法」という。）第六十六条の八及び第六十六条の九の規定の適用については、新労働安全衛生法第六十六条の八第一項及び第六十六条の九中「事業者は」とあるのは、「事業者は、その事業場の規模が第十三条第一項の政令で定める規模に該当するときは」とする。

（労働安全衛生法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日において現に第一条の規定による改正前の労働安全衛生法第七十五条第四項又は第七十六条第一項に規定する教習又は技能講習を受講しており、かつ、修了していない者に係る教習又は技能講習については、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第七条第二項の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する労働者災害補償保険法第七条第一項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十条第一項の厚生労働省令で定める有期事業であつて

、施行日前に同法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに係る確定保険料の額については、なお従前の例による。

（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日前に第四条の規定による改正前の労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（以下「旧時短促進法」という。）第七条に規定する労働時間短縮推進委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決により同条に規定する労働時間に関する規定に規定する事項について行われた決議は、第四条の規定による改正後の労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（以下「労働時間等設定改善法」という。）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決により同項に規定する労働時間に関する規定に規定する事項について行われた決議とみなす。

第七条 施行日前に旧時短促進法第八条第一項の規定により承認を受けた労働時間短縮実施計画（旧時短促進法第九条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）又はこの法律の施行の際現に旧時短促進法第八条第一項若しくは第九条第一項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ労働時間等設定改善法第八条第一項の規定により承認を受けた労働時間等設定改善実施計画又は同項若しく

は労働時間等設定改善法第九条第一項の規定によりされている承認の申請とみなす。

第八条 旧時短促進法第十四条第二項に規定する労働時間短縮支援センター（以下「労働時間短縮支援センター」という。）がこの法律の施行の際現に有する権利及び義務のうち、旧時短促進法第十七条第一項に規定する業務の遂行に伴い労働時間短縮支援センターに属するに至ったもの（資産にあつては、政令で定めるものに限る。）は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

2 前項の規定による国への資産の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 旧時短促進法第二十条の規定による報告で、施行日前に行われていないものについては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による報告は、厚生労働大臣に対して行うものとする。

第十条 労働時間短縮支援センターの施行日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成については、厚生労働大臣が従前の例により行うものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新労働安全衛生法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新労働安全衛生法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「第二十九条から第三十条の二まで、第三十一条の二」を「第二十八条の二から第三十条の三まで、第三十一条の三」に、「並びに第三十条の二第一項及び第四項」を「、第三十条の二第

一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項」に、「から第五十八条まで」を「から第五十七条の五まで」に改め、同条第十五項中「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「第三十一条の三及び第三十二条第三項から第五項までの規定」を「第三十一条の二、第三十一条の四並びに第三十二条第四項、第六項及び第七項」に、「第三十一条の三及び第九十七条第一項」を「第三十一条の四及び第九十七条第一項」に改める。

(船員職業安定法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改める。

- 一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十二条第三項
- 二 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二十号の十五
- 三 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第四項
- 四 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第四号

○厚生労働省令第一号

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年一月五日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三条」を「―第三条の二」に、「第二章の三 技術上の指針等の公表（第二十四条の十）

」を「第二章の三 技術上の指針等の公表（第二十四条の十）

第二章の四 危険性又は有害性等の調査等（第二十四条の十一・第二十四条の十二）」に、「機械

等及び有害物」を「機械等並びに危険物及び有害物」に、「第二節 有害物に関する規制」を「第二節

危険物及び有害物に関する規制」に、「第三十四条の二十二」を「第三十四条の二十一」に、「第一節の

二 健康診断（第四十三条―第五十二条）を「第一節の二 健康診断（第四十三条―第五十二条）
第一節の三 面接指導等（第五十二条の二―第五十二条

の八）」に、「第八十五条」を「第八十四条の二」に改める。

第一編第二章第一節中第三条の次に次の一条を加える。

（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）

第三条の二 法第十条第一項第五号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 安全衛生に関する方針の表明に関すること。

二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関するこ
と。

三 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

第四条第一項第二号中「次条第三号」を「次条第二号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第五号
」を「第九条の三第一号」に改め、「あるもの（」の下に「配管を除く。」を加え、同条第二項中「前条

」を「第三条」に改める。

第五条第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当する者で、法第十条第一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了したもの

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）における理科系統の正規の課程（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。）における長期課程（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則の規定による長期指導員訓練課程を含む。）を含む。以下同じ

。）を修めて卒業した者で、その後二年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む

。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後四年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第十四条第一項第一号中「の実施及びその」を「及び面接指導等（法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び法第六十六条の九に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの」に改める。

第二十一条第一号中「規定」を「規程」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を削り、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。

三 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
第二十二条中第八号を第十一号とし、第七号を削り、第六号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

十 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

第二十二条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第一号中「規定」を「規程」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。

三 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。

第二十三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第二十四条の二中「行う」の下に「次に掲げる」を加え、同条に次の各号を加える。

一 安全衛生に関する方針の表明

二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

三 安全衛生に関する目標の設定

四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

第二十四条の三第一項中「機械等を」を「機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）を」に改める。

第一編第二章の三の次に次の一章を加える。

第二章の四 危険性又は有害性等の調査等

（危険性又は有害性等の調査）

第二十四条の十一 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- 二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- 三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 法第二十八条の二第一項ただし書の厚生労働省令で定める業種は、令第二条第一号に掲げる業種及び同条第二号に掲げる業種（製造業を除く。）とする。

（指針の公表）

第二十四条の十二 第二十四条の規定は、法第二十八条の二第二項の規定による指針の公表について準用する。

「第三章 機械等及び有害物に関する規制」を「第三章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制」に改める。

「第二節 有害物に関する規制」を「第二節 危険物及び有害物に関する規制」に改める。

第三十一条第一項中「事項（以下）」を「もの（以下この条において）」に、「表示事項」を「表示事項等」に、「同項第三号から第五号までに掲げる事項」を「同項第一号ハからホまで及び同項第二号に掲げるもの」に、「当該事項」を「これら」に改め、同条第二項を削る。

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

第三十二条及び第三十三条 削除

第三十四条 法第五十七条第一項第一号ホの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電

話番号

二 注意喚起語

三 安定性及び反応性

第三十四条の二の四中「同項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

二 危険性又は有害性の要約

三 安定性及び反応性

四 適用される法令

五 その他参考となる事項

第三十四条の二十二を削る。

第四十条第一項第一号中「作業設備及び作業場所の保守管理」を「法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項の表を次のように改める。

事項	時間
----	----

法第六十条第一号に掲げる事項 一 作業手順の定め方 二 労働者の適正な配置の方法	二時間
法第六十条第二号に掲げる事項 一 指導及び教育の方法 二 作業中における監督及び指示の方法	二・五時間
前項第一号に掲げる事項 一 危険性又は有害性等の調査の方法 二 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 三 設備、作業等の具体的な改善の方法	四時間
前項第二号に掲げる事項 一 異常時における措置 二 災害発生時における措置	一・五時間

前項第三号に掲げる事項

二時間

一 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法

二 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法

第五十一条の四中「第四十三条」を「法第六十六条第四項又は第四十三条」に、「又は第四十五条から第四十六条まで」を「若しくは第四十五条から第四十八条まで」に改める。

第一編第六章第一節の二の次に次の一節を加える。

第一節の三 面接指導等

（面接指導の対象となる労働者の要件等）

第五十二条の二 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり百時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前一月以内に面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 前項の超えた時間の算定は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

（面接指導の実施方法等）

第五十二条の三 面接指導は、前条第一項の要件に該当する労働者の申出により行うものとする。

2 前項の申出は、前条第二項の期日後、遅滞なく、行うものとする。

3 事業者は、労働者から第一項の申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。

4 産業医は、前条第一項の要件に該当する労働者に対して、第一項の申出を行うよう勧奨することができ
きる。

（面接指導における確認事項）

第五十二条の四 医師は、面接指導を行うに当たっては、前条第一項の申出を行つた労働者に対し、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

一 当該労働者の勤務の状況

二 当該労働者の疲労の蓄積の状況

三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

（労働者の希望する医師による面接指導の証明）

第五十二条の五 法第六十六条の八第二項ただし書の書面は、当該労働者の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 実施年月日

二 当該労働者の氏名

三 面接指導を行つた医師の氏名

四 当該労働者の疲労の蓄積の状況

五 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

（面接指導結果の記録の作成）

第五十二条の六 事業者は、面接指導（法第六十六条の八第二項ただし書の場合において当該労働者が受けた面接指導を含む。次条において同じ。）の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項及び法第六十六条の八第四項の規定による医師の意見を記載したものでなければならない。

（面接指導の結果についての医師からの意見聴取）

第五十二条の七 面接指導の結果に基づく法第六十六条の八第四項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後（法第六十六条の八第二項ただし書の場合にあつては、当該労働者が面接指導の結果を証明する書面を事業者に提出した後）、遅滞なく行わなければならない。

（法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施）

第五十二条の八 法第六十六条の九の必要な措置は、面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置とする。

2 法第六十六条の九の必要な措置は、次に掲げる者に対して行うものとする。

一 長時間の労働により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者

二 前号に掲げるもののほか、事業場において定められた法第六十六条の九の必要な措置の実施に関する基準に該当する労働者

3 前項第一号に掲げる労働者に対して行う法第六十六条の九の必要な措置は、当該労働者の申出により行うものとする。

第六十四条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める免許を受けるときは、この限りでない。

一 クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。）第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーン（クレーン則第二百二十三条第三号に規定する床上運転式クレーンをいう。以下同じ。）に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者 取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許又は同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許

二 クレーン則第二百二十四条の四第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者 取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許

第六十六条の二第三項を次のように改める。

3 クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機

械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許若しくは同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を与えるとき又は同項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許を与えるときは、クレーン・デリック運転士免許に係る免許証を、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。この場合において、その者がクレーン・デリック運転士免許と異なる種類の免許を現に受けているときは、当該クレーン・デリック運転士免許に係る免許証に、当該異なる種類の免許に係る事項を記載するものとする。

第六十九条第十四号を次のように改める。

十四 クレーン・デリック運転士免許試験

第六十九条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。

第七十九条及び第八十三条中「から第十八号まで及び第三十号から第三十七号まで」を「から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号まで」に改める。

第一編第九章中第八十五条の前に次の一条を加える。

（計画の届出を要しない仮設の建設物等）

第八十四条の二 法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める仮設の建設物又は機械等は、次に該当する建設物又は機械等で、六月未満の期間で廃止するもの（高さ及び長さがそれぞれ十メートル以上の架設通路又はつり足場、張出し足場若しくは高さ十メートル以上の構造の足場にあつては、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの）とする。

一 その内部に設ける機械等の原動機の定格出力の合計が二・二キロワット未満である建設物

二 原動機の定格出力が一・五キロワット未満である機械等（法第三十七条第一項の特定機械等を除く。次号及び第八十九条第一号において同じ。）

三 別表第六の二に掲げる業務を行わない建設物又は機械等

第八十六条第三項中「特定化学物質等障害予防規則」を「特定化学物質障害予防規則」に改める。
第八十七条を次のように改める。

（法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置）

第八十七条 法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
 - 二 前号に掲げるもののほか、第二十四条の二の指針に従つて事業者が行う自主的活動
- 第八十七条の次に次の九条を加える。

（認定の単位）

第八十七条の二 法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（次条から第八十七条の十までにおいて「認定」という。）は、事業場ごとに、所轄労働基準監督署長が行う。

（欠格事項）

第八十七条の三 次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年

を経過しない者

二 認定を受けようとする事業場について第八十七条の九の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（認定の基準）

第八十七条の四 所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。

一 第八十七条の措置を適切に実施していること。

二 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていることと認められること。

三 申請の日前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと。

（認定の申請）

第八十七条の五 認定の申請をしようとする事業者は、認定を受けようとする事業場ごとに、計画届免除

認定申請書（様式第二十号の二）に次に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 第八十七条の三各号に該当しないことを説明した書面

二 第八十七条の措置の実施状況について、申請の日前三月以内に二人以上の安全に関して優れた識見を有する者又は衛生に関して優れた識見を有する者による評価を受け、当該措置を適切に実施していると評価されたことを証する書面及び当該評価の概要を記載した書面

三 前号の評価について、一人以上の安全に関して優れた識見を有する者及び一人以上の衛生に関して優れた識見を有する者による監査を受けたことを証する書面

四 前条第二号及び第三号に掲げる要件に該当することを証する書面（当該書面がない場合には、当該事実についての申立書）

2 前項第二号及び第三号の安全に関して優れた識見を有する者とは、次のいずれかに該当する者であつて認定の実施について利害関係を有しないものをいう。

一 労働安全コンサルタントとして三年以上その業務に従事した経験を有する者で、第二十四条の二の

指針に従つて事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を三件以上行つたもの

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

3 第一項第二号及び第三号の衛生に関して優れた識見を有する者とは、次のいずれかに該当する者であつて認定の実施について利害関係を有しないものをいう。

一 労働衛生コンサルタントとして三年以上その業務に従事した経験を有する者で、第二十四条の二の指針に従つて事業者が行う自主的活動の実施状況についての評価を三件以上行つたもの

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 所轄労働基準監督署長は、認定をしたときは、様式第二十号の三による認定証を交付するものとする。

（認定の更新）

第八十七条の六 認定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第八十七条の三、第八十七条の四及び前条第一項から第三項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

（実施状況等の報告）

第八十七条の七 認定を受けた事業者は、認定に係る事業場（次条において「認定事業場」という。）ごとに、一年以内ごとに一回、実施状況等報告書（様式第二十号の四）に第八十七条の措置の実施状況について行つた監査の結果を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（措置の停止）

第八十七条の八 認定を受けた事業者は、認定事業場において第八十七条の措置を行わなくなつたときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第八十七条の九 所轄労働基準監督署長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第八十七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第八十七条の四第一号又は第二号に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第八十七条の四第三号に掲げる労働災害を発生させたとき。

四 第八十七条の七の規定に違反して、同条の報告書及び書面を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

五 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

（建設業の特例）

第八十七条の十 第八十七条の二の規定にかかわらず、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごとに認定を行う。

2 前項の認定についての次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十七条の三第二号	事業場	建設業に属する事業の仕事に係る請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場（以下「店社等」という。）

第八十七条の四	事業場が		店社等が
	当該事業場の属する業種		建設業
第八十七条の七	認定に係る事業場（次条において「認定事業場」という。）	認定に係る店社等	
第八十七条の八	認定事業場	認定に係る店社等	

第八十九条中「同条第一項ただし書」を「同条第一項」に改める。

第九十条第五号の二中「令第十六条第一項第四号、第五号若しくは第九号に掲げる物若しくは同項第十号に掲げる物（同項第四号又は第五号に係るものに限る。）又は令別表第三第二号４に掲げる物若しくは同号３に掲げる物（同号４に係るものに限る。）（以下この号において「石綿等」という。）」を「石綿等（石綿則第二条第一項第一号に規定する石綿等をいう。以下この号において同じ。）」に改める。

第九十五条の五の次に次の一条を加える。

（有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製

造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにかく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第九十八条の二第一項中「次に」を「第二十三条第三項各号に」に改め、同項各号を削る。

第百条中「様式第二十一号の二の二」の下に「、様式第二十一号の七」を加える。

第二百五十八条第一項中「化学設備」の下に「（配管を除く。）」を加える。

第二百五十九条第一項中「限る」を「限るものとし、配管を除く」に、「行なう」を「行う」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第二百六十八条中「化学設備を」を「化学設備（配管を除く。）を」に改める。

第二百六十九条中「化学設備又はその配管（化学設備又はその配管の）」を「化学設備（」に、「コック」を「コック」に改める。

第二百七十条中「又はその配管」を削り、「コック」を「コック」に、「ガasket」を「ガasket」に改める。

第二百七十一条第一項中「若しくはその配管」を削り、「コック」を「コック」に、「スイッチ」を「スイッチ」に改める。

第二百七十二条中「又はその配管のバルブ又はコック」を「のバルブ又はコック」に改め、同条第二号中「又はその配管」を削り、「化学設備と」を「化学設備（配管を除く。以下この号において同じ。）と」に、「コック」を「コック」に改める。

第二百七十三条中「化学設備」の下に「（配管を除く。）」を加える。

第二百七十四条中「化学設備の配管又は化学設備の」を「又はその」に改め、同条第一号中「コック」を「コック」に、「化学設備に」を「化学設備（配管を除く。以下この号において同じ。）」に改め、同条第五号中「コック」を「コック」に改める。

第二百七十五条中「化学設備の配管又は化学設備の」を「又はその」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「コック」を「コック」に改める。

第二百七十六条第一項中「化学設備」の下に「（配管を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第三号中「コック」を「コック」に改める。

第二百七十七条第一項中「化学設備」の下に「（配管を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「はじめて」を「初めて」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第二百七十八条第二項、第二百八十七条第六号及び第二百八十九条第一項中「化学設備」の下に「（配管を除く。）」を加える。

第三百五十九条中「地山の掘削作業主任者技能講習」を「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に改める。

第三百七十四条中「土止め支保工作業主任者技能講習」を「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に改める。

第五百十七条の二十第一項、第五百十七条の二十一、第五百十七条の二十二及び第五百十七条の二十四第一項中「第六条第十五号の六」を「第六条第十六号」に改める。

第六百四十三条の三中「第三十条の二第五項」を「第三十条の三第五項」に改め、同条を第六百四十三条の九とする。

第六百四十三条の二の見出し中「元方事業者」を「法第三十条の三第一項の元方事業者」に改め、同条

中「前条の」を「第六百四十三条の」に、「第三十条の二第二項」を「第三十条の三第二項」に、「前条第一項第一号」を「第六百四十三条第一項第一号」に改め、同条を第六百四十三条の八とする。

第六百四十三条の次に次の六条を加える。

（作業間の連絡及び調整）

第六百四十三条の二 第六百三十六条の規定は、法第三十条の二第一項の元方事業者（次条から第六百四十三条の六までにおいて「元方事業者」という。）について準用する。この場合において、第六百三十六条中「第三十条第一項第二号」とあるのは、「第三十条の二第一項」と読み替えるものとする。

（クレーン等の運転についての合図の統一）

第六百四十三条の三 第六百三十九条第一項の規定は、元方事業者について準用する。

2 第六百三十九条第二項の規定は、元方事業者及び関係請負人について準用する。

（事故現場の標識の統一等）

第六百四十三条の四 元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示す

る標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一 有機則第二十七条第二項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない事故現場

二 電離則第三条第一項の区域、電離則第十五条第一項の室、電離則第十八条第一項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない場所又は電離則第四十二条第一項の区域

三 酸欠則第九条第一項の酸素欠乏危険場所又は酸欠則第十四条第一項の規定により労働者を退避させなければならない場所

2 元方事業者及び関係請負人は、当該場所において自ら行う作業に係る前項各号に掲げる事故現場等を、同項の規定により統一的に定められた標識と同一のものによつて明示しなければならない。

3 元方事業者及び関係請負人は、その労働者のうち必要がある者以外の者を第一項各号に掲げる事故現場等に立ち入らせてはならない。

（有機溶剤等の容器の集積箇所の統一）

第六百四十三条の五 第六百四十一条第一項の規定は、元方事業者について準用する。

2 第六百四十一条第二項の規定は、元方事業者及び関係請負人について準用する。

(警報の統一等)

第六百四十三条の六 元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときには、次の場合に行う警報を统一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一 当該場所にあるエックス線装置に電力が供給されている場合

二 当該場所にある電離則第二条第二項に規定する放射性物質を装備している機器により照射が行われている場合

三 当該場所において火災が発生した場合

2 元方事業者及び関係請負人は、当該場所において、エックス線装置に電力を供給する場合又は前項第二号の機器により照射を行う場合は、同項の規定により统一的に定められた警報を行わなければならない。当該場所において、火災が発生したこと又は火災が発生するおそれのあることを知ったときも、同様とする。

3 元方事業者及び関係請負人は、第一項第三号に掲げる場合において、前項の規定により警報が行われたときは、危険がある区域にいるその労働者のうち必要がある者以外の者を退避させなければならない。

（法第三十条の二第一項の元方事業者の指名）

第六百四十三条の七 第六百四十三条の規定は、法第三十条の二第二項において準用する法第三十条第二項の規定による指名について準用する。この場合において、第六百四十三条第一項第一号中「第三十条第二項の場所」とあるのは「第三十条の二第二項において準用する法第三十条第二項の場所」と、「特定事業（法第十五条第一項の特定事業をいう。）の仕事」とあるのは「法第三十条の二第一項に規定する事業の仕事」と、「建築工事における躯体工事等当該仕事」とあるのは「当該仕事」と、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と読み替えるものとする。

第六百六十二条の六の見出し中「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に改め、同条中「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に、「第三十条の二第一項」を「第三十条の三第一項」に改め、同条を第六百六十二条の九とする。

第六百六十二条の五中「第六百六十二条の二第三号」を「第六百六十二条の五第三号」に改め、同条を第六百六十二条の八とする。

第六百六十二条の四中「第六百六十二条の二第二号」を「第六百六十二条の五第二号」に改め、同条を

第六百六十二条の七とする。

第六百六十二条の三中「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の三第一項」に、「第六百六十二条の五」を「第六百六十二条の八」に改め、同条を第六百六十二条の六とする。

第六百六十二条の二（見出しを含む。）中「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の三第一項」に改め、同条を第六百六十二条の五とする。

第六百六十二条の次に次の三条を加える。

（令第九条の三第二号の厚生労働省令で定める第二類物質）

第六百六十二条の二 令第九条の三第二号の厚生労働省令で定めるものは、特化則第二条第三号に規定する特定第二類物質とする。

（法第三十一条の二の厚生労働省令で定める作業）

第六百六十二条の三 法第三十一条の二の厚生労働省令で定める作業は、同条に規定する設備の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業とする。

（文書の交付等）

第六百六十二条の四 法第三十一条の二の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。）は、次の事項を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。

一 法第三十一条の二に規定する物の危険性及び有害性

二 当該仕事の作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項

三 当該仕事の作業について講じた安全又は衛生を確保するための措置

四 当該物の流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

2 前項の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者を除く。）は、同項又はこの項の規定により交付を受けた文書の写しをその請負人に交付しなければならない。

3 前二項の規定による交付は、請負人が前条の作業を開始する時までに行わなければならない。

第六百六十三条（見出しを含む。）中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改め、同条の次

に次の一条を加える。

（法第三十二条第五項の請負人の義務）

第六百六十三条の二 法第三十二条第五項の請負人は、第六百六十二条の四第一項又は第二項に規定する措置が講じられていないことを知つたときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

別表第一令第六条第九号の作業の項中「地山の掘削作業主任者技能講習」を「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に改め、同表令第六条第十号の作業の項中「土止め支保工作業主任者技能講習」を「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に改め、同表令第六条第十五号の六の作業の項中「第六条第十五号の六」を「第六条第十六号」に改め、同表令第六条第十六号の作業の項を削り、同表令第六条第十八号の作業のうち、次項に掲げる作業以外の作業の項を次のように改める。

令第六条第十八号の作業	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
-------------	--------------------------------	-------------

別表第一令第六条第十八号の作業のうち、特定石綿等（石綿則第二条第一項第三号に規定する特定石綿等をいう。以下同じ。）に係るものの項を削り、同表令第六条第二十号の作業の項中「四アルキル鉛等作

業主任者技能講習」を「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に改め、同表に次のように加える。

令第六条第二十三号 の作業	石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者
------------------	-------------------	---------

別表第一備考第四号中「第六条第十六号イからニまで」を「第二十条第五号イからニまで」に改める。

別表第二中「、第三十三条」を削る。

別表第三令第二十条第三号の業務のうち令第六条第十六号イからニまでに掲げるボイラーの取扱いの業務の項中「第六条第十六号イからニまで」を「第二十条第五号イからニまで」に改め、同表令第二十条第六号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務の項中「クレーン運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に改め、同表令第二十条第八号の業務の項中「デリック運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に改める。

別表第四特級ボイラー技士免許の項中「第六条第十六号イからニまで」を「第二十条第五号イからニま

で」に改め、同表クレーン運転士免許の項を次のように改める。

クレーン・デリック運転士免許	一 クレーン・デリック運転士免許試験に合格した者 二 クレーン則第二百二十三条第二号から第六号までに掲げる者
----------------	---

別表第四デリック運転士免許の項を削る。

別表第五第五号中「クレーン運転士免許、」を「クレーン・デリック運転士免許又は」に改め、「又はデリック運転士免許」を削る。

別表第六地山の掘削作業主任者技能講習の項中「地山の掘削作業主任者技能講習」を「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に改め、「の作業」の下に「又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業」を加え、同表土止め支保工作業主任者技能講習の項を削り、同表船内荷役作業主任者技能講習の項中「クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第六の二（第八十四条の二関係）

一 発電、送電、変電、配電又は蓄電の業務

二 金属の溶融、精錬又は熱処理の業務

三 金属の溶接又は溶断の業務

四 ガラス製造の業務

五 石炭、亜炭、アスファルト、ピッチ、木材若しくは樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは

精製の業務

六 乾燥設備を使用する業務

七 油脂、ろう若しくはパラフィンを製造し、若しくは精製し、又はこれらを取り扱う業務

八 塗料の噴霧塗装又は焼付けの業務

九 圧縮ガス若しくは液化ガスを製造し、又はこれらを取り扱う業務

十 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務

十一 危険物を製造し、若しくは取り扱い、又は引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造

し、若しくは取り扱う業務

十二 第十三条第一項第二号に掲げる業務（同号又に掲げる業務を除く。）

別表第七の三の項中「化学設備」を「化学設備（配管を除く。）」（に改め、同表の十七の項中「第十五条第一項第十号」を「第九条の三第二号」に改め、同表の二十五の項中「特定石綿等の粉じんが」「特定石綿等（石綿則第二条第一項第三号に規定する特定石綿等をいう。以下同じ。）の粉じんが」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八 削除

様式第三号（裏面）備考中「衛生管理者選任報告」を「安全管理者選任報告の場合（労働安全衛生規則第5条第2号に掲げる者を選任した場合を除く。）は、同条第1号の研修その他所定の研修を修了した者であること又は平成18年10月1日において安全管理者としての経験年数が2年以上であることを証する書面（又は写し）を、衛生管理者選任報告」及び「労働安全衛生規則第14条第2項又は同規則附則第

「

2条に規定する者である」や「別表コード1から7までのいずれかに該当する」に於て、同様式別表中

労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した者	日本医師会の産業医学基礎研修を修了
	産業医科大学の産業医学基本講座を修了

や

労働者 生労働
産業医 規の課

の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した者

に於て「第14条第2項第

科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて医学の正
程を修めて卒業した者であつて、厚生労働大臣が定める実習を履修したもの

第4号」や「第14条第2項第5号」に於て、

上のいずれにも該当しない 者（平成10年9月30日 までの経過措置）	8
--	---

を削る。

「明治
大正
昭和」
を「（明治・大正・昭和・平成）」に改め、
「区
市
町
村」
及び
「町
村」
を削る。

住 所	都 道 区 市 郡 府 県
-----	------------------

町
村

住所	都道府県
(備考)	

四〇頁

改める。

様式第十二号(2)を次のように改める。

(様式第十二号(2))

様式第十六号中「、~~移動式~~クレーン又はブリック」を「又は移動式クレーン」に改める。
様式第二十号の次に次の三様式を加える。

(様式第二十号の二)

(様式第二十号の三)

(様式第二十号の四) ①

(様式第二十号の四) ②

(様式第二十号の四) ③

様式第二十一号の二の二中「検査代行機関、個別検定代行機関、型式検定代行機関」を「登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関」に、「指定教習機関」を「登録教習機関」に、「検査代行機関等」を「登録製造時等検査機関等」に、「指定講習機関」を「登録講習機関」に改める。

様式第二十一号の六の次に次の様式を加える。

(様式第二十一号の七) ①

(様式第二十一号の七) ②

（じん肺法施行規則の一部改正）

第二条　じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（じん肺健康診断の結果の通知）

第二十二条の二　事業者は、法第七条から第九条の二までの規定により行うじん肺健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該じん肺健康診断の結果を通知しなければならない。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　使用者は、法第五条第一項又は第二項の規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第四条 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表三十八の部中「、移動式クレーン又はデリック」を「及びデリック又は移動式クレーン」に、「クレーン、移動式クレーン、」を「クレーン及びデリック、移動式クレーン、」に改める。

別表第四の表クレーン運転科の項中「、移動式クレーン及びデリック」を「及びデリック並びに移動式クレーン」に改め、同表港湾荷役科の項中「クレーン、」を「クレーン及びデリック、」に改める。

（ボイラー及び压力容器安全規則の一部改正）

第五条 ボイラー及び压力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「ボイラー据付け工事作業主任者技能講習、」を削る。

第十条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に改める。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「認定」という。）を受けた事業者については、この限りでない。

第十四条第三項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより第十条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項のボイラー明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

（ボイラー据付け作業の指揮者）

第十六条 事業者は、ボイラー（令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。）の据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
- 二 据付工事に使用する材料の欠陥の有無並びに機器及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全帯（令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。）その他の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。

第十七条 削除

第二十三条第二項中「第六条第十六号イからニまで」を「第二十条第五号イからニまで」に、「つかせ

る」を「就かせる」に改める。

第二十四条第一項第四号及び同条第二項第三号中「第六条第十六号イからニまで」を「第二十条第五号イからニまで」に改める。

第四十一条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に改める。

第四十二条第二項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、ボイラー検査証及び同条第一項の書面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第四十五条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第五十六条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に改める。

第五十九条第三項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより第五十六条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の第一種圧力容器明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

第六十二条第一項中「第十五条第一項第五号」を「第九条の三第一号」に改める。

第七十六条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に改める。

第七十七条第二項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、第一種圧力容器検査証及び同条第一項の書面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第八十条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第九十一条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第九十七条第一号イ及び第一百一条第三号ハ中「第六条第十六号イからニまで」を「第二十条第五号イからニまで」に改める。

第一百十五条第二号中「第六条第十六号イからニまで」を「第二十条第五号イからニまで」に、「同条第十七号イ又はロ」を「令第六条第十七号イ又はロ」に改める。

第七章の章名中「ボイラー据付け工事作業主任者技能講習、」を削る。

第二百二十条及び第二百二十一条を次のように改める。

第二百二十条及び第二百二十一条 削除

第二百二十二条の二中「化学設備の」を「化学設備（配管を除く。）の」に改める。

第二百二十四条中「、ボイラー据付け工事作業主任者技能講習」を削る。

様式第三号丙中「又はこれに代わる」を「その他の」に改める。

様式第十一号中「ボイラー据付け工事作業主任者の氏名及び講習修了証の番号」を「ボイラー据付け作業の指揮者の氏名」に改める。

様式第二十三号中「又はこれに代わる」を「その他の」に改め、「ものとし、压力容器構造規格第12

6条第1項第2号及び第3号の安全弁以外の安全弁にあつてはその構造を示す図面を添付する」を削る。

（クレーン等安全規則の一部改正）

第六条 クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「クレーン運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に、「第三節 デリックス運転

士免許（第二百三十五条―第二百三十九条）」を「第三節 削除」に改める。

第五条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に、「法第八十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第六条第六項に次の後段を加える。

この場合において、法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第二十二条中「クレーン運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に改める。

第四十四条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に、「法第八十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第四十五条第三項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第四十八条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第六十一条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第八十五条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に、「法第八十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第八十六条第三項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第八十九条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第九十六条第四項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に、「デリックを」を「デリックを」に、「法第八十八条第二項」を「同条第二項」に、「デリック設置届」を「デリック設置届」に改める。

第九十七条第四項中「デリック落成検査申請書」を「デリック落成検査申請書」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第四項の届出をしていないときは、同条第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

第一百一条中「デリックを」を「デリック（設置から廃止までの期間が六十日未満のものを除く。）を」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第一百二条中「前条」を「令第十三条第三項第十六号」に、「デリック」を「デリック」に改める。

第一百八条中「デリック運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に、「つかせて」を「就かせ

て」に改める。

第二百二十九条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に、「デリックに」を「デリックに」に、「法第八十八条第二項」を「同条第二項」に、「デリック変更届」を「デリック変更届」に改める。

第三百三十条第三項中「デリック変更検査申請書」を「デリック変更検査申請書」に改め、同条に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第三百三十三条中「デリックを」を「デリックを」に、「デリックの」を「デリックの」に、「デリック検査証」を「デリック検査証」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第四百四十条第二項中「第一項の」を「前項の」に改め、同条第四項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に、「法第八十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第四百四十一条第四項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第四項の届出をしていないときは、同条第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

第四百四十一条第五項中「行つた者」の下に「（認定を受けたことにより同項の届出をしていない者を含む。）」を加える。

第四百四十五条中「エレベーターを」を「エレベーター（設置から廃止までの期間が六十日未満のものを除く。）を」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第四百四十六条中「前条」を「令第十三条第三項第十七号」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第六百六十三条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に、「法第八十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第六百六十四条第三項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第百六十七条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

第百七十四条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に、「法第八十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第百七十五条第四項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の明細書、組立図、強度計算書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

第百九十七条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に、「法第八十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第百九十八条第三項に次の後段を加える。

この場合において、認定を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条

第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第二百二条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

「第一節 クレーン運転士免許」を「第一節 クレーン・デリック運転士免許」に改める。

第二百二十三条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「クレーン運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に改め、同条第一号及び第二号中「クレーン運転士免許試験」を「クレーン・デリック運転士免許試験」に改め、同条第三号中「第二百二十四条の四」を「第二百二十四条の四第一項」に、「クレーンの種類」を「機械の種類」に、「クレーン運転士免許試験を受けた者で、」を「クレーン・デリック運転士免許試験を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号及び第四号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）に合格し、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「クレーンに」を「クレーン及びデリックに」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第二百二十四条の四第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したク

レーン・デリック運転士免許を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号及び第四号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）に合格したものの

第二百二十四条中「クレーン運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に改める。

第二百二十四条の二中「クレーン運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に、「クレーンの」を「クレーン若しくはデリックの」に改める。

第二百二十四条の三中「クレーン運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に改める。

第二百二十四条の四を次のように改める。

（限定免許）

第二百二十四条の四 都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科

目（クレーンに係る部分に限る。）に合格した者（以下この条において「クレーン限定学科試験合格者」という。）で、床上運転式クレーンを用いて行う実技試験に合格したもの

二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了したもの

2 都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一 クレーン限定学科試験合格者で、クレーン・デリック運転士免許試験の実技試験に合格したもの

二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習を修了したもの

三 前項の規定によりその取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者で、クレーン・デリック運転士免許試験の実技試験のうち、第二百二十六条第三項第一号に掲げる科目に合格し、又はクレーン運転実技教習を修了したもの

四 その他厚生労働大臣が定める者

第二百二十五条中「クレーンの」を「機械の」に、「クレーン運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に改める。

第二百二十六条第一項中「クレーン運転士免許試験」を「クレーン・デリック運転士免許試験」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「クレーン」の下に「及びデリック」を加える。

第二百二十七条中「クレーン運転士免許試験」を「クレーン・デリック運転士免許試験」に改め、同条の表第二百二十四条の四の規定により取り扱うことのできるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許を受けた者の項及び移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者の項を次のように改める。

第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック	学科試験のうち、前条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）並びに実技試験のうち、同条第三項第二号に掲げる科目
---	--

ク運転士免許を受けた者	
第二百二十四条の四第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者	学科試験のうち、前条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）並びに実技試験の全部

第二百二十七条の表第二百二十四条の四第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者の項の次に次のように加える。

移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者	学科試験のうち、前条第二項第三号に掲げる科目及び実技試験のうち、同条第三項第二号に掲げる科目
------------------------------	--

第二百二十八条（見出しを含む。）中「クレーン運転士免許試験」を「クレーン・デリック運転士免許試験」に改める。

第二百三十三条の表クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者の項

中「クレーン運転士免許、デリック運転士免許」を「クレーン・デリック運転士免許」に改める。

第九章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第二百三十五条から第二百三十九条まで 削除

第二百四十二条を次のように改める。

第二百四十二条 削除

第二百四十三条中「前三条」を「第二百四十条及び第二百四十一条」に、「移動式クレーン運転実技教習及びデリック運転実技教習」を「及び移動式クレーン運転実技教習」に改める。

（ゴンドラ安全規則の一部改正）

第七条 ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項及び第二十八条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十八条第一項本文」に、「法第十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第二十九条第四項に次の後段を加える。

この場合において、法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「認定」という。）を受けたことにより前条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項の検査証及び図面その他変更検査に必要な書面を添付するものとする。

第三十二条に次のただし書を加える。

ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第八条 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二項第四号中「届出」の下に「（以下この号において「届出」という。）」を、「書面」の下に「（同条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたことにより届出を行っていない事業者にあつては、当該認定を受けていることを証明する書面）」を加える。

第三十条の二の次に次の一条を加える。

（健康診断の結果の通知）

第三十条の二の二 事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

様式第二号の二中「~~第四十條第二項の健康診断の結果を通知しなければならない。~~」を「~~第四十條第二項の健康診断の結果を通知しなければならない。~~」に改める。

（鉛中毒予防規則の一部改正）

第九条 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二の次に次の一条を加える。

（健康診断の結果の通知）

第五十四条の三 事業者は、第五十三条第一項又は第三項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正）

第十条 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に改める。

第一条第二項中「、第二十五条及び第二十八条」を「及び第二十五条」に改める。

第十四条中「四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に改める。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（健康診断の結果の通知）

第二十三条の三 事業者は、第二十二条の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

第四章を次のように改める。

第四章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

第二十七条 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の定めるところによる。

（特定化学物質等障害予防規則の一部改正）

第十一条 特定化学物質等障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定化学物質障害予防規則

目次中「―第二条の二」を「・第二条」に、「特定化学物質等作業主任者技能講習」を「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に改める。

第一条中「化学物質等」を「化学物質」に、「暴露される」を「ばく露される」に改める。

第二条第一項中「（第七号に掲げる用語にあつては、第五十一条を除く。）」を削り、同項第二号中「（同号4を除く。）」を削り、同項第三号中「5から」を「4から」に改め、同項第七号中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に改め、同条第二項中「（同号4に係るものを除く。）」を削る。

第二条の二を削る。

第六条第二項中「特定化学物質等障害予防規則一部適用除外認定申請書」を「特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書」に改める。

第十二条の二中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に改める。

第十三条中「第十五条第一項第十号」を「第九条の三第二号」に改める。

第十九条の二第三項、第二十二條第一項、第二十二條の二第一項並びに第二十五條第一項、第三項及び第四項中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に改める。

第二十七條の見出し中「特定化学物質等作業主任者」を「特定化学物質作業主任者」に改め、同条中「（特定石綿等（石綿則第二條第一項第三号に規定する特定石綿等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、「特定化学物質等作業主任者技能講習」を「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に、「特定化学物質等作業主任者を」を「特定化学物質作業主任者を」に改める。

第二十八條（見出しを含む。）中「特定化学物質等作業主任者」を「特定化学物質作業主任者」に改め、同条第一号中「特定化学物質等に」を「特定化学物質に」に改める。

第二十九條第一項中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に改め、同条第二項を削る。

第三十條第一項中「前条第一項各号」を「前条各号」に改める。

第三十三條中「第二十九條第一項各号」を「第二十九條各号」に、「はじめて」を「初めて」に、「行なつた」を「行つた」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十六條第一項中「特定石綿等」の下に「（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号

。以下「石綿則」という。）第二条第一項第三号に規定する特定石綿等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「同表第二号5、6」を「同表第二号4から6まで」に改める。

第三十六条の二第一項中「3まで、5から」を削り、同条第三項中「同表第二号5、6」を「同表第二号4から6まで」に改める。

第三十六条の三第二項中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に改める。

第三十八条の三中「別表第三第二号5、6」を「別表第三第二号4から6まで」に改める。

第三十八条の十二中「別表第三第二号5の2」を「別表第三第二号5」に、「同号5の2」を「同号5」に改める。

第三十八条の十三第一項第一号中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に改める。

第四十条第一項中「「特定化学物質等健康診断」を「特定化学物質健康診断」に、「特定化学物質等健康診断個人票」を「特定化学物質健康診断個人票」に改め、同条第二項中「特定化学物質等健康診断個人票」を「特定化学物質健康診断個人票」に改める。

第四十条の二中「特定化学物質等健康診断の」を「特定化学物質健康診断の」に改め、同条第一号中「

特定化学物質等健康診断が」を「特定化学物質健康診断が」に改め、同条第二号中「特定化学物質等健康診断個人票」を「特定化学物質健康診断個人票」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（健康診断の結果の通知）

第四十条の三 事業者は、第三十九条第一項から第三項までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

第四十一条中「特定化学物質等健康診断結果報告書」を「特定化学物質健康診断結果報告書」に改める。

第四十二条及び第四十三条中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に改める。

第四十四条中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に、「行なわれる」を「行われる」に、「備えなければならない」を「備え付けなければならない」に改める。

「第九章 特定化学物質等作業主任者技能講習」を「第九章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に改める。

第五十一条第一項中「特定化学物質等作業主任者技能講習」を「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に改め、同条第二項中「令別表第三に掲げる特定化学物質等」を「特定化学物質及び四

アルキル鉛」に改め、同条第三項中「特定化学物質等作業主任者技能講習」を「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に改める。

第五十三条中「特定化学物質等健康診断個人票」を「特定化学物質健康診断個人票」に改める。

様式第一号中「特定化学物質等障害予防規則一部適用除外認定申請書」を「特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書」と、「特定化学物質等障害予防規則第39条第1項」を「特定化学物質障害予防規則第39条第1項」に改める。

様式第二号中「特定化学物質等健康診断個人票」を「特定化学物質健康診断個人票」に改める。

様式第三号中「特定化学物質等健康診断結果報告書」を「特定化学物質健康診断結果報告書」と、「特定化学物質等業務の」を「特定化学物質業務の」と、「特定化学物質等業務コード」を「特定化学物質業務コード」と、「特定化学物質等業務に」を「特定化学物質業務に」に改める。

様式第五号中「特定化学物質等製造許可申請書」を「特定化学物質製造許可申請書」に改める。

様式第六号中「特定化学物質等作業主任者」を「特定化学物質作業主任者」に改める。

様式第七号中「特定化学物質等製造許可証」を「特定化学物質製造許可証」と、「行なう」を「行う」

に改める。

に、「行なう」を「行う」に改める。

(高気圧作業安全衛生規則の一部改正)

第十二条 高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

(健康診断の結果の通知)

第三十九条の三 事業者は、第三十八条の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(電離放射線障害防止規則の一部改正)

第十三条 電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七條の二の次に次の一条を加える。

(健康診断の結果の通知)

第五十七条の三 事業者は、第五十六条第一項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(登録製造時等検査機関等に関する規則の一部改正)

第十四条 登録製造時等検査機関等に関する規則(昭和四十七年労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第五号を次のように改める。

五 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習

第二十条中第六号を削り、第六号の二を第六号とし、第六号の三を第六号の二とし、第十二号を削り、第十一号の六を第十二号とし、同条第十五号を次のように改める。

十五 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

第二十条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 石綿作業主任者技能講習

第二十条第二十七号を削る。

別表中「クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験」を「クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験」に改める。

（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正）

第十五条 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表産業安全一般の項中「安全性に関する事前評価」を削り、「自主的活動」の下に「（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。）」を加える。

第十二条第二項の表労働衛生一般の項中「自主的活動」の下に「（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。）」を加え、同表健康管理の項中「事後措置」を「面接指導等並びにこれらの事後措置」に改める。

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第十六条 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第四項中「第二十九条」を「第二十八条」に、「研修修了書」を「研修修了証」に改める。

別表第一号中「別表第三第二号4」を「第六条第二十三号イ」に改め、同表第三号中「特定化学物質等（同号4及び）」を「特定化学物質（」に改め、同表第四号中「特定化学物質等障害予防規則」を「特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）」に改める。

（粉じん障害防止規則の一部改正）

第十七条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十五条第一項第八号」を「第十五条第一項第九号」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部改

正）

第十八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第六項から第八項までの規定中「特定化学物質等障害予防規則」を「特定化学物質障害予防規則」に改める。

第四十一条第三項の表第二十三条第一項、第二十三条の二の項中「第二十三条の二」を削り、同項の次に次のように加える。

第二十三条第三項	事業者	事業者（労働者派遣法第四十五条第一項又は第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。）
	労働者	労働者（派遣中の労働者を含む。）
第二十三条の二	事業者	事業者（労働者派遣法第四十五条第一項又は第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。）

第四十三条第三項中「特定化学物質等障害予防規則」を「特定化学物質障害予防規則」に改める。

（石綿障害予防規則の一部改正）

第十九条 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 製造許可等（第四十七条・第四十八条）」を「第八章 製造許可等（第四十七条・第

四十八条)

に改める。

(第四十八条の二)

第二条第一項第一号中「という。」の下に「第六条第二十三号イに掲げる物若しくは次項に規定する物又は令」を加え、「又は令別表第三第二号4に掲げる物若しくは次項に規定する物」を削り、同項第二号中「別表第三第二号4」を「第六条第二十三号イ」に改め、同条第二項中「別表第三第二号37」を「第六条第二十三号ロ」に改め、「(同号4に係るものに限る。)」を削る。

第十九条中「第六条第十八号」を「第六条第二十三号」に改め、「(特定石綿等に係るものに限る。)」を削り、「特定化学物質等作業主任者技能講習」を「石綿作業主任者技能講習」に改める。

第二十七条第一項第一号中「石綿等」を「石綿」に改め、同条第二項中「第三十七条」を「以下「安衛則」という。」第三十七条」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(健康診断の結果の通知)

第四十二条の二 事業者は、第四十条第一項から第三項までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 石綿作業主任者技能講習

第四十八条の二 石綿作業主任者技能講習は、学科講習によって行う。

2 学科講習は、石綿に係る次の科目について行う。

一 健康障害及びその予防措置に関する知識

二 作業環境の改善方法に関する知識

三 保護具に関する知識

四 関係法令

3 安衛則第八十条から第八十二条の二まで及び前二項に定めるもののほか、石綿作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の

利用に関する省令の一部改正)

第二十条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の項中

第五十一条の規定

による健康診断個人票の保存

を

第五十一条の規定による健康診断個人票の保存

第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存

に改め、同表の特定化学物質等障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の項中「特定化学物質等障害予防規則」を「特定化学物質障害予防規則」に改める。

別表第二の表労働安全衛生規則の項中

第五十一条の規定による健康診断個人票の作成

を
第五十一条の規定による健康診断個人票の作成

第五十二条の六第一項の規定による面接指導の結果の記録の作成

に改め、同表の特定化学

物質等障害予防規則の項中「特定化学物質等障害予防規則」を「特定化学物質障害予防規則」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中労働安全衛生規則第四条第一項第二号の改正規定、同令第五条の改正規定及び同令様式第三号（裏面）備考の改正規定（「衛生管理者選任報告」を「安全管理者選任報告の場合（労働安全衛生規則第五条第二号に掲げる者を選任した場合を除く。）は、同条第一号の研修その他所定の研修を修了した者であること又は平成18年10月1日において安全管理者としての経験年数が2年以上であること」を註する書面（又は写し）を、衛生管理者選任報告」に改める部分に限る。）並びに次条の規定 平成十八年十月一日

- 二 第一条中労働安全衛生規則の目次の改正規定（「機械等及び有害物」を「機械等並びに危険物及び有

害物」に改める部分及び「第二節 有害物に関する規制」を「第二節 危険物及び有害物に関する規制」に改める部分に限る。）、「同令第一編第三章の章名の改正規定、同章第二節の節名の改正規定、同令第三十一条の改正規定、同令第三十二条から第三十四条までの改正規定、同令第三十四条の二の四の改正規定並びに同令別表第二の改正規定 平成十八年十二月一日

三 附則第八条、第九条及び第十条第二項の規定 公布の日

（安全管理者に関する経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則（以下「旧安衛則」という。）第五条第一号又は第二号に該当する者で、前条第一号に定める日において労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第十一条第一項の安全管理者として同項に規定する事項の管理を行った経験年数が二年以上であるものは、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第五条第一号の規定にかかわらず、法第十一条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者とする。

（作業主任者に関する経過措置）

第三条 事業者は、次の表の第一欄に掲げる規定にかかわらず、同表の第二欄に掲げる作業については、同表の第三欄に掲げる講習を修了した者を、同表の第四欄に掲げる作業主任者として選任することができる。

適用除外する規定	作業の区分	資格を有する者	名称
新安衛則第三百五十九条及び別表第一	労働安全衛生法 施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。） 第六条第九号に掲げる作業	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の労働安全衛生法（以下「旧法」という。）別表第十八第五号に掲げる地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者	地山の掘削 作業主任者
新安衛則第三百七十四条及び別表第一	令第六条第十号に掲げる作業	旧法別表第十八第六号に掲げる土止め支保め支保工作業主任者技能講習を修了した者	土止め支保 工作業主任者

新安衛則別表第一及び第十一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則第二十七条	令第六条第十八号に掲げる作業	旧法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者
新安衛則別表第一及び第十条の規定による改正後の四アルキル鉛中毒予防規則第十四条	令第六条第二十号に掲げる作業	旧法別表第十八第二十四号に掲げる四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者	四アルキル鉛等作業主任者
新安衛則別表第一及び第十九条の規定による改正後の石綿障害予防規則第十九条	令第六条第二十三号に掲げる作業	旧法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者

（就業制限に関する経過措置）

第四条 事業者は、新安衛則別表第三又は第六条の規定による改正後のクレーン等安全規則（以下「新クレーン則」という。）第百八条の規定にかかわらず、令第二十条第八号に掲げる業務については、第六条の規定による改正前のクレーン等安全規則（以下「旧クレーン則」という。）第二百三十五条に規定するデ

リック運転士免許（以下「旧デリック免許」という。）を受けた者（附則第六条第四項の規定により旧デリック免許を受けた者を含む。）を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

（クレーン運転士免許及びデリック運転士免許に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に旧クレーン則第二百二十三条に規定するクレーン運転士免許（旧クレーン則第二百二十四条の四の規定により取り扱うことのできるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定した旧クレーン運転士免許（以下「旧床上クレーン限定免許」という。）を除く。以下「旧クレーン免許」という。）及び旧デリック免許を受けている者は、新クレーン則第二百二十三条に規定するクレーン・デリック運転士免許を受けたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧クレーン免許を受けている者（前項の規定に該当する者を除く。）は、新クレーン則第二百二十四条の四第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許（以下「新クレーン限定免許」という。）を受けたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に旧床上クレーン限定免許を受けている者は、新クレーン則第二百二十四条の四

第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許（以下「新床上クレーン限定免許」という。）を受けたものとみなす。

第六条 都道府県労働局長は、新クレーン則第二百二十三条の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に旧クレーン免許を受けている者（この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧クレーン免許を受けることができる資格を取得した者で、施行日において当該免許を取得していないものを含む。）で、かつ、旧安衛則第六十九条第十六号のデリック運転士免許試験（以下「旧デリック運転士免許試験」という。）の学科試験に合格したもの（当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないものに限る。）に対し、新クレーン則第二百二十三条に規定するクレーン・デリック運転士免許を与えるものとする。

2 都道府県労働局長は、新クレーン則第二百二十四条の四第二項の規定にかかわらず、施行日前に旧クレーン免許を受けることができる資格を取得した者で、施行日において当該免許を受けていないもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対し、新クレーン限定免許を与えるものとする。

3 都道府県労働局長は、新クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定にかかわらず、施行日前に旧床上クレーン限定免許を受けることができる資格を取得した者で、施行日において当該免許を受けていないも

のに対し、新床上クレーン限定免許を与えるものとする。

4 都道府県労働局長は、次に掲げる者に対し、なお従前の例により旧デリック免許を与えるものとする。

一 施行日前に旧デリック免許を受けることができる資格を取得した者で、施行日において当該免許を受けていないもの

二 次条の規定により行われる試験に合格した者

(免許試験に関する経過措置)

第七条 都道府県労働局長は、平成十九年三月三十一日までの間、新安衛則第六十九条の規定にかかわらず、旧デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの（前条第一項の規定に該当する者を除く。）に対し、なお従前の例により旧デリック運転士免許試験の実技試験を行うものとする。

2 法第七十五条の二から第七十五条の十二までの規定及びこれらの規定に基づく命令の規定は、前項の規定による試験について準用する。

第八条 都道府県労働局長は、新クレーン則第二百二十七条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者

については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は科目の範囲でクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除する試験又は科目の範囲
旧クレーン免許を受けた者	学科試験のうち、新クレーン則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）並びに実技試験の全部
旧デリック免許を受けた者	学科試験のうち、新クレーン則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）、同項第三号に掲げる科目及び同項第四号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）並びに実技試験のうち、同条第三項第

	二号に掲げる科目
一 当該免許試験を行う都道府県労働局長が施行日前に最後に行った旧安衛則第六十九条第十四号のクレーン運転士免許試験（以下「旧クレーン運転士免許試験」という。）の学科試験に合格した者 二 当該免許試験を行う指定試験機関（法第七十五条の二第一項の指定試験機関をいう。次の項において同じ。）が行った旧クレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの	学科試験のうち、新クレーン則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）
一 当該免許試験を行う都道府県労働局長が施行日前に最後に行ったデリック運転士免許試験の学科試験に合格した者	学科試験のうち、新クレーン則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）、同項第三号に掲げる科目並びに

二 当該免許試験を行う指定試験機関が行った旧デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの	同項第四号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）
旧床上クレーン限定免許を受けた者	学科試験のうち、新クレーン則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）並びに実技試験のうち、同条第三項第二号に掲げる科目

2 都道府県労働局長は、新クレーン則第二百三十三条の規定にかかわらず、旧クレーン免許、旧床上クレーン限定免許又は旧デリック免許を受けた者については、移動式クレーン運転士免許試験の学科試験のうち、新クレーン則第二百三十二条第二項第三号に掲げる科目及び実技試験のうち、同条第三項第二号に掲

げる科目を免除することができる。

3 旧クレーン免許、旧床上クレーン限定免許又は旧デリック免許を受けた者に係る新安衛則別表第五第五号及び別表第六の規定の適用については、なお従前の例による。

（登録教習機関に関する経過措置）

第九条 第十四条の規定による改正後の登録製造時等検査機関等に関する規則（以下「新機関則」という。

）第二十条第五号、第十五号又は第十八号に掲げる区分について法第十四条の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。法第七十七条第三項において準用する法第四十八条第一項の規定による業務規程の届出についても同様とする。

第十条 施行日の前日において次の表の上欄に掲げる講習に係る登録教習機関として登録を受けている者は、施行日において同表の中欄に掲げる講習に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に係る当該登録の有効期間は、令第二十三条の二の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる期間とする。

旧機関則の登録の区分	新機関則の登録の区分	有効期間
------------	------------	------

一 第十四条の規定による改正前の登録製造時等検査機関等に関する規則（以下「旧機関則」という。）第二十条第五号の地山の掘削作業主任者技能講習及び同条第六号の土止め支保工作業主任者技能講習	新機関則第二十条第五号の地の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	施行日における上欄に掲げる講習に係る登録教習機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうちいずれか短い期間と同一の期間
二 旧機関則第二十条第十五号の特定化学物質等作業主任者技能講習及び同条第十七号の四アルキル鉛等作業主任者技能講習	新機関則第二十条第十五号の特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習及び同条第十八号の石綿作業主任者技能講習	施行日における上欄に掲げる講習に係る登録教習機関として受けた登録の有効期間の残存期間のうちいずれか短い期間と同一の期間
三 旧機関則第二十条第十五号の特定化学物質等作業主任者技能講習（二の項	新機関則第二十条第十五号の特定化学物質及び四アルキル	施行日における上欄に掲げる講習に係る登録教習機関

に掲げるものを除く。）	鉛等作業主任者技能講習及び同条第十八号の石綿作業主任者技能講習	として受けた登録の残存期間と同一の期間
四 旧機関則第二十条第十七号の四アルキル鉛等作業主任者技能講習（二の項に掲げるものを除く。）	新機関則第二十条第十五号の特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	施行日における上欄に掲げる講習に係る登録教習機関として受けた登録の残存期間と同一の期間

2

施行日前に旧機関則第二十条第五号の地山の掘削作業主任者技能講習に係る登録教習機関として登録を受けた者（前項の表一の項の上欄に掲げる講習に係る登録教習機関として登録を受けた者を除く。）は、施行日の前日までに、当該者が改正法第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新法」という。）別表第十八第五号に掲げる地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長に、新法別表第二十第四号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が地山の掘削及び土止め支保工

作業主任者技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上である旨を届け出たときは、施行日において新機関則第二十条第五号の地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習に係る登録教習機関として登録を受けた者とみなす。この場合において、当該登録を受けた者とみなされる者に係る当該登録の有効期間は、令第二十三条の二の規定にかかわらず、施行日における旧機関則第二十条第五号の地山の掘削作業主任者技能講習に係る登録教習機関として受けた登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

（様式に関する経過措置）

第十一条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第十二条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(免許・免許証再交付) 申 請 書
(免許証書替・免許更新)

(受付印)

①申請の区分		②申請する免許の種類	
1.新規交付	2.再交付	☐	☐
3.書 替	4.更 新	☐	☐

フリガナ (姓)	(名)	性 別	労働局長殿
申請者氏名		男 ・ 女	平成 年 月 日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生	本 籍 地	都・道・府・県
フリガナ			写真欄(24mm×30mm)
住 所	〒()	電 話 ()	
勤務先等 連絡先	勤務先等 連絡先	〒() 電 話 ()	

収入印紙欄 (収入印紙は、申請者において
消印しないこと。)

収入印紙は、所定 事項をすべて記入 した後にはり付け ること。	収入印紙は、所定 事項をすべて記入 した後にはり付け ること。
--	--

試験年月日

		年		月		日
----------------------	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---

受験番号

----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

写真は、申請前6月
以内に撮影した上三
分身、正面、脱帽の
もの2枚とし、写真
の裏面に氏名を記入
し、写真欄のシール
を取り、はり付ける
こと。

(切り取り線)注意:申請者において切り取らないこと。

(本籍地・住所地・交付局コード一覧)

北海道…01	栃 木…09	石 川…17	滋 賀…25	岡 山…33	佐 賀…41
青 森…02	群 馬…10	福 井…18	京 都…26	広 島…34	長 崎…42
岩 手…03	埼 玉…11	山 梨…19	大 阪…27	山 口…35	熊 本…43
宮 城…04	千 葉…12	長 野…20	兵 庫…28	徳 島…36	大 分…44
秋 田…05	東 京…13	岐 阜…21	奈 良…29	香 川…37	宮 崎…45
山 形…06	神奈川…14	静 岡…22	和歌山…30	愛 媛…38	鹿児島…46
福 島…07	新 潟…15	愛 知…23	鳥 取…31	高 知…39	沖 縄…47
茨 城…08	富 山…16	三 重…24	島 根…32	福 岡…40	外国籍…48

(切り取り線)注意:申請者において切り取らないこと。

(免許種類コード表)

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	特級ボイラー技士	21	揚貨装置運転士	31	林業架線作業主任者(林業架線技士)
11	一級ボイラー技士	22	デリック運転士	32	導火線発破技士
12	二級ボイラー技士	23	移動式クレーン運転士	33	電気発破技士
13	特別ボイラー溶接士	24	クレーン・デリック運転士	34	発破技士
14	普通ボイラー溶接士		〔床上運転式限定〕(注3)	50	第一種衛生管理者(衛生管理者)
15	ボイラー整備士		クレーン運転士	51	衛生工学衛生管理者
16	特定第一種圧力容器取扱作業主任者		〔床上運転式限定〕(注4)	52	第二種衛生管理者
20	クレーン・デリック運転士	25	クレーン・デリック運転士	60	高圧室内作業主任者(高圧室管理者)
	〔クレーン限定〕(注1)		〔無限定〕(注5)	61	潜水士
	クレーン運転士	30	ガス溶接作業主任者(溶接士)	70	エックス線作業主任者
	〔無限定〕(注2)		(アセチレン溶接主任者)	71	ガンマ線透過写真撮影作業主任者

- 注1 取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。
- 注2 取り扱うことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。(平成18年3月31日以前)
- 注3 取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許をいうこと。
- 注4 取り扱うことのできるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許をいうこと。(平成18年3月31日以前)
- 注5 取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

計画届免除認定申請書 (新規認定・更新)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名			
住 所	電話 ()		
事業の種類		認定又は更新を受けようとする事業場の名称	
認定又は更新を受けようとする事業場の所在地	電話 ()		

平成 年 月 日

事業者職氏名



労働基準監督署長 殿

備考

- 表題の「新規認定」又は「更新」のうち該当しない文字は、抹消すること。
- 認定又は更新を受けようとする事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出すること。なお、更新の場合は、認定証を添付すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 次に掲げる書面を添付すること。
 - 労働安全衛生規則第 87 条の 3 に規定する欠格事項に該当しないことを説明した書面
 - 労働安全衛生規則第 87 条の措置を適切に実施していると評価されたことを証する書面及び評価結果の概要
 - ②の評価について監査を受けたことを証する書面
 - 労働安全衛生規則第 87 条の 4 第 2 号及び第 3 号に掲げる要件に該当することを証する書面 (当該書面がない場合には、当該事実についての申立書)
- 4 ②及び③の書面は、評価又は監査を実施した者による記名、押印又は署名がなされたものとするとともに、評価又は監査を実施した者が労働安全衛生規則第 87 条の 5 第 2 項又は第 3 項に該当する者であることを明らかにする書面を併せて添付すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

計 画 届 免 除 認 定 証

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

認定年月日

認定事業場の名称

認定事業場の所在地

認定番号

有効期限

右記の事業場は、労働安全衛生法第八十八条第二項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた事業場であることを証する。

平成 年 月 日

労働基準監督署長



実施状況等報告書

認 定 番 号		認 定 年 月 日		機械等の設置等の状況			
				機械等の種類	設置	移転	変更
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名							
住 所	電話（ ）						
事業の種類		認定事業場の名称					
認定事業場の所在地	電話（ ）						
労働安全衛生規則第 87 条の措置の実施状況について監査を行った年月日							

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名



備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「機械等の設置等の状況」の欄は、免除認定後に設置、移転又は変更した機械等について、下表の機械のうちから該当する番号を「機械等の種類」の欄に、設置、移転又は変更の件数を「設置」、「移転」又は「変更」のそれぞれの欄に記載すること（記載しきれない場合は別葉として差し支えない）。
- 3 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①労働安全衛生規則第 87 条の措置の実施状況について行つた監査の結果を記載した書面
 - ②労働安全衛生規則第 87 条の 9 各号に該当しないことを説明する書面
 - ③認定証の記載事項に変更が生じた場合には、変更の事実を証する書面
 - ④下表の左欄に掲げる機械等ごとに設置等の年月日及び右欄に掲げる事項を記載した書面
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

番号	機械等の種類	記載事項
1	(1) 労働安全衛生法施行令第24条に定める事業場における建築物等（(2)から(4)までに掲げるもの及び労働安全衛生規則第84条の2に定める建設物等を除く。）	①設置等の概要
2	(2) 労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（同令第84条の2及び第89条に定める機械等を除く。）	①種類、②圧力能力、③安全措置の概要
3	動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）	①炉の種類、②取り扱う金属その他の鉱物の種類
4	金属その他の鉱物の溶解炉（容量が1トン以上のものに限る。）	①種類、②製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）
5	化学設備（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）	①種類、②能力、③乾燥物の種類
6	乾燥設備（労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。）	①発生器の種類
7	アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）	①貯蔵するガスの名称、②最大ガス貯蔵量
8	ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）	①最大使用荷重、②支間の斜距離
9	機械集材装置（原動機の定格出力が7.5キロワットをこえるものに限る。）	①最大使用荷重、②支間の斜距離の合計及び最長の支間の斜距離
10	運材索道（支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。）	①軌道の長さ
11	軌道装置	—
12	型わく支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）	（仮設のもの以外のものに限る。）
13	架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）	①設置地、②架設通路の種類
14	足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）	—
15	有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
16	鉛中毒予防規則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉱等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
17	労働安全衛生法施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置	①設備又は装置の種類、②業務の概要
18	特定化学物質障害予防規則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は同令第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
19	特定化学設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
20	特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
21	特定化学物質障害予防規則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの	①排気の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
22	特定化学物質障害予防規則第11条第1項の排液処理装置	①排液の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
23	電離放射線障害防止規則第15条第1項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。）、同令第15条第1項の放射線装置室、同令第22条第2項の放射性物質取扱作業室又は同令第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設	ア 放射線装置 ①種類、②用途、③性能 イ 放射線装置室 ①アの①～③に掲げる事項、②遮へい物等、③警報装置 ウ 放射性物質取扱作業室 ①作業室の構造及び材料、②取り扱う放射性物質、③汚染検査場所の有無 エ 放射性物質に係る貯蔵施設 ①貯蔵施設の構造及び材料
23	事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方	①換気能力、②送風機又は排風機の種類及び能力

		式のもの	
24		粉じん障害防止規則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置	①種類、②名称、③能力、④台数、⑤粉じんの発散を防止する方法
25		粉じん障害防止規則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
26		特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
27	(3) 特定機械等	ボイラー	ア 設置の場合（移動式ボイラーの場合に限る。） ①設置地、②ボイラー検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
28		第一種圧力容器	ア 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
29		クレーン	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第44条第1項第1号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②クレーン検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
30		移動式クレーン	ア 設置の場合 ①設置地、②移動式クレーン検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第85条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②変更の理由、③移動式クレーン検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
31		デリック	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第129条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②デリック検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
32		エレベーター	ア 設置の場合（建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のエレベーターを設置した場合であつて、かつ、同法第7条第5項（同法第87条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを提出している場合に限る。） ①設置地、②種類及び型式、③積載荷重、④昇降路高さ、⑤エレベーター検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第163条第1項第1号又は第5号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②エレベーター検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
33		建設用リフト	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第197条第1項第1号又は第2号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②建設用リフト検査証（添付）
34		ゴンドラ	ア 設置の場合 ①設置地、②種類及び形式（可搬型又は常設型の区分）、③固定方法、④ゴンドラ検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
35	(4) その他の機械等	小型ボイラー	①設置地、②種類、③使用圧力、④伝熱面積、⑤個別検定合格番号
36		クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満（スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満）のもの）	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
37		デリック（つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの）	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
38		エレベーター（積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの）	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重
39		簡易リフト	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重

--	--	--	--	--

有害物ばく露作業報告書

ページ
/ 総ページ

労働保険番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>府県</td><td>所収</td><td>管轄</td><td colspan="3">基礎番号</td><td colspan="3">枝番号</td><td colspan="6">被一括事業場番号</td></tr></table>																														府県	所収	管轄	基礎番号			枝番号			被一括事業場番号						事業場の名称										
府県	所収	管轄	基礎番号			枝番号			被一括事業場番号																																															
事業の種類					労働者数				人							事業場の所在地	郵便番号 () 電話 ()																																							

ばく露作業報告対象物の名称	名称											コード	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				対象年度	(7:平成) 元号 <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> 年度 <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table>				

	ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称	用 途	製剤等の製造量 又は 消費 量	含 有 率	ばく露作業報告 対 象 物 の 量	ばく露作業 種 類	ばく露作業 従事労働者数	換気設備の 設置状況 (右に括弧で 記入する)	ばく露作業 報告対象物 の性状	ばく露作業 報告対象物 の温度	ばく露作業 時間 / 月	保護具の 使用状況 (右に括弧で記入する)
1			<									

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

印

受付印

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りように記入すること。
- 4 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 5 「ばく露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行うばく露作業報告対象物の名称を、「コード」の欄は労働安全衛生法施行令別表第 9 の番号を記入すること。
- 6 「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄は、ばく露作業報告対象物を重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤等の名称を記入すること。
- 7 「用途」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等」の用途について、別表 1 に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
- 8 「製剤等の製造量又は消費量」の欄は、前年度 1 年間の当該製剤等の製造量又は消費量を記入すること。
- 9 「含有率」の欄は、ばく露作業報告対象物の含有率を重量パーセントで記入すること。含有率の表記が、10 パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行われている場合には、当該表記された値の中間値を用いること。
- 10 「ばく露作業報告対象物の量」の欄は、「製剤等の製造量又は消費量」と「含有率」から算出した量を記入すること。
- 11 「ばく露作業の種類」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄に記載した物質を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業について、別表 2 に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
- 12 「ばく露作業従事労働者数」の欄は、当該作業に従事している労働者数を記入すること。
- 13 「換気設備の設置状況」の欄は、局所排気装置等の設置状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。

（1. 局所排気装置の設置 2. プッシュプル型換気装置の設置 3. 全体換気装置の設置 4. その他）
- 14 「ばく露作業報告対象物の性状」の欄は、ばく露作業における当該化学物質の状態について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。

（1. 破碎しないペレット状の固体又は結晶化した顆粒状の固体 2. 粉末 3. 液体（練粉又は液状混合物を含む。） 4. 気体）
- 15 「ばく露作業報告対象物の温度」の欄は、取り扱い時の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。

（1. 摂氏 5 0 度未満 2. 摂氏 5 0 度以上 1 0 0 度未満 3. 摂氏 1 0 0 度以上）
- 16 「ばく露作業への従事時間」の欄は、労働者が当該作業に従事していた一人当たりの 1 月間の平均の時間数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。

（1. 2 0 時間以下/月 2. 2 1 ～ 5 0 時間/月 3. 5 1 ～ 1 0 0 時間/月 4. 1 0 1 時間以上/月）
- 17 「保護具の使用状況」の欄は、保護具の使用状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。

（1. 防じんマスク 2. 防毒マスク 3. 保護衣 4. 保護眼鏡 5. 保護手袋 6. 使用していない 7. その他）

18 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表 1：

コード	用 途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	他の製剤等の製造を目的とした原料としての使用
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	製剤等の溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆 ^{さび} を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥離 ^{はく} 等を目的とした使用
09	試験分析用の試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の原料としての使用
12	その他

別表 2：

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	掻き落とし、剥離 ^{はく} 又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰め ^{くみ} の作業
36	消毒、滅菌又は燻蒸 ^{くん} の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しょく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹き付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、溶融又は湯だしの作業
44	破碎、粉碎又はふるいわけの作業
45	はんだ付け等の作業
46	吹き付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌 ^{かくはん} 、混練又は加熱の作業
50	その他

平成 18 年 2 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行
について

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）については、平成 17 年 11 月 2 日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発第 1102002 号をもって通達したところである。また、平成 18 年 1 月 5 日に労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 18 年政令第 2 号。以下「整備政令」という。）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 1 号。以下「改正省令」という。）が、同年 2 月 16 日に労働安全衛生規則第五条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 18 年厚生労働省告示第 24 号）ほか 36 件の関係告示（以下「関係告示」という。）が、それぞれ公布されたところである。

改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）、整備政令による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）及び労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）並びに改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及び関係省令の内容等は、下記のとおりであり、一部を除き平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなる。

今般の改正は、労働災害の要因となる建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の実施を努力義務とする等、事業者の自主的な安全衛生水準の向上に向けた取組を促進するほか、一定時間を超える長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導の導入等により過重労働・メンタルヘルス対策の充実を図るなど、安全及び衛生の両面について多岐にわたる改正を行うものとなっているので、改正の趣旨を十分に理解するとともに、これらの施行に遺漏のないようにされたい。

おって、関係告示の内容等に関し必要な事項については、別に示すこととしているので、了知されたい。

目次

I 労働安全衛生法関係

- 1 危険性又は有害性等の調査等
- 2 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置
- 3 化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置
- 4 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善
- 5 健康診断実施後の措置等
- 6 特殊健康診断の結果の通知
- 7 面接指導等
- 8 計画の届出の免除
- 9 健康診断等に関する秘密の保持
- 10 教習及び技能講習制度の見直し
- 11 その他

II 労働安全衛生法施行令関係

III 労働安全衛生法関係手数料令関係

IV 労働安全衛生規則関係

第1 改正の要点

- 1 安全衛生管理体制等
- 2 自主的活動の促進のための指針
- 3 危険性又は有害性等の調査等
- 4 化学物質等に係る表示及び文書交付制度
- 5 面接指導等
- 6 計画の届出が免除される事業者の認定
- 7 有害物ばく露作業報告
- 8 元方事業者による連絡調整等
- 9 化学設備の改造等の仕事の発注者による請負人への情報提供
- 10 免許等の見直し

第2 細部事項

- 1 総括安全衛生管理者が統括管理する業務
- 2 安全管理者の資格
- 3 産業医の職務
- 4 安全委員会、衛生委員会等
- 5 作業主任者を選任すべき作業
- 6 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- 7 危険性又は有害性等の調査等
- 8 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善

- 9 職長等の教育
- 10 就業制限についての資格
- 11 健康診断の結果の通知
- 12 面接指導
- 13 法第66条の9の必要な措置
- 14 クレーン運転士免許とデリック運転士免許の統合
- 15 技能講習の統合等
- 16 計画の届出
- 17 計画の届出が免除される事業者の認定
- 18 法第88条第4項の仕事の範囲
- 19 有害物ばく露作業報告
- 20 化学設備の定義の変更に伴う整備
- 21 地山の掘削作業主任者及び土止め支保工作業主任者の選任
- 22 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置
- 23 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置
- 24 その他

V その他の省令関係

- 第1章 じん肺法施行規則関係
- 第2章 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則関係
- 第3章 ボイラー及び圧力容器安全規則関係
- 第4章 クレーン等安全規則関係
- 第5章 ゴンドラ安全規則関係
- 第6章 有機溶剤中毒予防規則関係
- 第7章 鉛中毒予防規則関係
- 第8章 四アルキル鉛中毒予防規則関係
- 第9章 特定化学物質障害予防規則関係
- 第10章 高気圧作業安全衛生規則関係
- 第11章 電離放射線障害防止規則関係
- 第12章 登録製造時等検査機関等に関する規則関係
- 第13章 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則関係
- 第14章 石綿障害予防規則関係

VI 労働者派遣法、労働者派遣法施行令及び労働者派遣法施行規則関係

VII その他

VIII 関係通達の一部改正

I 労働安全衛生法関係

- 1 危険性又は有害性等の調査等（第28条の2関係）

(1) 危険性又は有害性等の調査等の実施

近年、生産工程の多様化、複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されており、事業場内の危険・有害要因が多様化し、その把握が困難になっている状況にかんがみ、事業者は、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしたものであること。

(2) 指針の公表

(1)の措置の適切かつ有効な実施のため、厚生労働大臣が指針を公表することとしたものであること。

(3) その他

今回の改正に併せて、改正法による改正前の労働安全衛生法（以下「旧法」という。）第58条は削除したこと。

2 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置（第30条の2関係）

(1) 第1項の「一の場所」の範囲

「一の場所」の範囲については、昭和47年9月18日付け基発第602号Iの7の(2)と同様であること。

なお、これを化学工業関係、鉄鋼業関係、自動車製造業関係について例示すれば、次のように考えられること。

ア 化学工業関係

製造施設作業場の全域	}	又は化学工業事業場の全域
用役（ユーティリティ）施設作業場の全域		
入出荷施設作業場の全域		

イ 鉄鋼業関係

製鋼作業場の全域	}	又は製鉄所の全域
熱延作業場の全域		
冷延作業場の全域		

ウ 自動車製造業関係

プレス・溶接作業場の全域	}	又は自動車製造事業場の全域
塗装作業場の全域		
組立作業場の全域		

(2) 第1項の「その他政令で定める業種」は、定められていないこと。

(3) 第1項の「作業間の連絡及び調整」とは、混在作業による労働災害を防止するために、次に掲げる一連の事項の実施等により行うものであること。

① 各関係請負人が行う作業についての段取りの把握

② 混在作業による労働災害を防止するための段取りの調整

③ ②の調整を行った後における当該段取りの各関係請負人への指示

(4) 第2項及び第4項の規定は、第30条第2項及び第4項と同様、いわゆる分割発注等の場合にみられるように、同一の場所において相関連して行われる一の仕事が

二以上の請負人に分割して発注され、かつ、発注者自身は当該仕事を自ら行わない場合について規定したものであること。

- (5) 第3項の規定により労働基準監督署長が指名を行う場合は、昭和47年9月18日付け基発第602号の別紙様式第2号と同様の様式により行うこと。この場合において指名の対象となる事業者は原則として安衛則第643条の7において準用する第643条第1項各号のいずれかに該当する者のうちから選定すること。

3 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置（第31条の2関係）

近年、業務の外注化が進展する中、爆発等のおそれがある危険有害な化学物質の製造設備などの改造、修理、清掃等の作業の外注が頻繁に行われ、これらの作業を行う外部の建設業者等が、当該設備の中の化学物質の危険性・有害性や、取扱上の注意事項等の情報を十分に知らないまま作業を行っていたこと等による労働災害が発生している。

このため、一定の危険有害な化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造等の作業を注文する者に対して、当該作業において注意すべき事項等の情報を請負人に提供する義務を課すとともに、注文者から情報提供を受けた請負人は、その関係する情報を下請負人に通知する義務を課すこととしたこと。

4 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善（第57条及び第57条の2関係）

化学物質を取り扱う作業において、その物質の危険性や有害性を知らずに行っていたことによる爆発、火災、中毒等の災害が発生しており、事業者による適正な化学物質の管理を促進することが必要である。

国際的には、平成15年に、人の健康確保の強化等を目的に、化学物質の危険有害性を、引火性、発がん性等の約30項目に分類した上で、危険有害性の程度等に応じてどくろ、炎等の標章を付すこと、取扱上の注意事項等を記載した文書（化学物質等安全データシート（MSDS））を作成・交付すること等を内容とする「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）」が、国際連合から勧告として公表されたところである。

これらを踏まえ、法に基づく容器等への表示・MSDSの交付について、現在対象としている有害性のみならず、危険性をも対象とするとともに、その表示内容等についても標章を導入するなど、前記勧告と整合するよう改正を行ったものであること。

なお、第57条各号及び第57条の2各号関係については、別途示すところによること。

5 健康診断実施後の措置等（第66条の5関係）

長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策やメンタルヘルス対策等の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進を図るための対策については、衛生委員会等（衛生委員会及び安全衛生委員会をいう。以下同じ。）において必要に応じて労働者の健康の状況を掌握し、これを踏まえて調査審議することが有効と考えられることから、健康診断実施後の措置の例として、医師等の意見の衛生委員会

等への報告を追加したこと。

また、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条の労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善を図るための措置その他労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に対し意見を述べることを目的とする委員会であり、同委員会に対して健康診断結果に基づく医師の意見を報告することは、労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善に有効と考えられることから、健康診断実施後の措置の例として、医師等の意見の労働時間等設定改善委員会への報告を追加したこと。

なお、衛生委員会等又は労働時間等設定改善委員会への医師等の意見の報告に当たっては、医師等からの意見は個人が特定できないように集約・加工するなど労働者のプライバシーに適正な配慮を行うことが必要であること。

6 特殊健康診断の結果の通知（第66条の6関係）

- (1) 従来から健康診断結果の通知が義務付けられている定期健康診断等に加えて、特殊健康診断等についてもその結果の通知を義務づけたこと。
- (2) 通知は、総合判定結果だけではなく、各健康診断の項目ごとの結果も通知する必要があること。
- (3) 通知の方法としては、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から報告された個人用の結果報告書を各労働者に配布する方法、健康診断個人票のうち必要な部分の写しを各労働者に示す方法等があること。
- (4) 今回の改正により新たに通知の対象となる健康診断は、法の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行われたものであること。
- (5) 通知した旨の事実を、記録しておくことが望ましいこと。

7 面接指導等（第66条の8、第66条の9等関係）

(1) 面接指導（第66条の8関係）

ア 第1項関係

(ア) 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）の発症が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、これら疾病の発症を予防するため、医師による面接指導を実施すべきこととしたものであること。また、労災認定された自殺事案をみると長時間労働であった者が多いことから、面接指導の実施の際には、うつ病等のストレスが関係する精神疾患等の発症を予防するためにメンタルヘルス面にも配慮すること。

(イ) 面接指導を実施する医師としては、産業医、産業医の要件を備えた医師等労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師が望ましいこと。

(ウ) 面接指導の費用については、法で事業者面接指導の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであること。

(エ) 面接指導を受けるのに要した時間に係る賃金の支払いについては、当然には事業者の負担すべきものではなく、労使協議して定めるべきものであるが、労

働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、面接指導を受けるのに要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいこと。

- (オ) 派遣労働者に対する面接指導については、派遣元事業主に実施義務が課せられるものであること。なお、派遣労働者の労働時間については、実際の派遣就業した日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第42条第3項に基づき派遣先が派遣元事業主に通知することとなっており、面接指導が適正に行われるためには派遣先及び派遣元の連携が不可欠であること。

イ 第4項関係

- (ア) 医師の意見聴取については、面接指導を実施した医師から、面接指導の結果報告に併せて意見を聴取することが適当であること。なお、地域産業保健センターの医師により面接指導を実施した場合は、事業者は当該医師から意見を聴取すること。
- (イ) 面接指導を実施した医師が、当該面接指導を受けた労働者の所属する事業場で選任されている産業医でない場合には、面接指導を実施した医師からの意見聴取と併せて、当該事業場で選任されている産業医の意見を聴取することも考えられること。

ウ 第5項関係

- (ア) 面接指導実施後の措置の例として、医師の意見の衛生委員会等又は労働時間等設定改善委員会への報告を規定した趣旨は、Iの5と同様であること。

また、衛生委員会等又は労働時間等設定改善委員会への医師の意見の報告に当たっては、医師からの意見は個人が特定できないように集約・加工するなど労働者のプライバシーに適正な配慮を行うことが必要であること。

- (イ) 特にメンタルヘルス不調に関し、面接指導を受けた結果として、事業者が労働者に対して不利益な取扱いをすることがあってはならないこと。

- (ウ) 事業者は、面接指導により労働者のメンタルヘルス不調を把握した場合は、必要に応じ精神科医等と連携を図りつつ対応することが適当であること。

(2) 必要な措置（第66条の9関係）

面接指導の対象となる労働者以外の労働者であっても、脳・心臓疾患の発症の予防的な意味を含め、健康への配慮が必要なものに対して、第66条の8第1項から第5項までの措置に準じた必要な措置を講ずるよう事業者に努力義務を課すものであること。

(3) 小規模事業場における面接指導等（改正法附則第2条関係）

常時50人以上の労働者を使用する事業場以外の事業場については、平成20年3月31日までの間は、法第66条の8及び法第66条の9の適用はないこと。

しかしながら、平成20年3月31日までの間、これらの事業場についても、長

時間労働による健康障害を防止するため、地域産業保健センターを活用すること等により面接指導等を実施するとともに、その結果に基づく措置を講ずることが適当であること。

8 計画の届出の免除（第88条関係）

第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者については、労働基準監督署における計画届の事前審査を代替することができるため、第88条第1項及び第2項に基づく計画の届出（以下「計画の届出」という。）の義務が免除されることとしたものであること。

9 健康診断等に関する秘密の保持（第104条関係）

(1) 面接指導制度が新たに設けられたことから、面接指導の実施に従事した者の秘密保持義務を定めたものであること。

(2) 面接指導に関する実務を行うに当たっては、労働者の健康情報は、平成16年10月29日付け基発第1029009号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」（以下「健康情報留意事項通達」という。）に基づき、特に適正な取扱いが確保されるべきものであることに留意すること。

10 教習及び技能講習制度の見直し（別表第17から第22まで、改正法附則第3条関係）

(1) デリック運転実技教習は廃止されたこと。

(2) 地山の掘削作業主任者技能講習と土止め支保工作業主任者技能講習については、作業の関連性が高いことから、これらを統合し、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習が新設されたこと。

なお、別表第20の技能講習における科目ごとの講師の条件の欄の「同等以上の知識経験を有する者」については、平成16年3月19日付け基発第0319009号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」別添6において示しているが、当該通達についてもⅧのとおり改正を行ったこと。

(3) 石綿作業主任者については、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者から選任することとされていたところであるが、今後の石綿による健康障害予防対策は、建築物の解体等の作業が中心となることから、技能講習について石綿に係る講習を新たに設けることとしたものであること。

一方、特定化学物質等作業主任者技能講習と四アルキル鉛等作業主任者技能講習については、講習内容が類似する部分が多いことから、これらを統合することとしたものであること。

なお、別表第20の技能講習における科目ごとの講師の条件の欄の「同等以上の知識経験を有する者」については、平成16年3月19日付け基発第0319009号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法

律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」別添 6 において示しているが、当該通達についてもⅧのとおり改正を行ったこと。

- (4) 施行日において現に旧法に基づく教習又は技能講習を受講しており、かつ、修了していない者に係る教習又は技能講習については、なお従前の例によるものであること。

11 その他

改正法により第 30 条の 2 及び第 31 条の 2 が新設されたことに伴い、現行の第 30 条の 2 が第 30 条の 3 に、第 31 条の 2 が第 31 条の 3 に、第 31 条の 3 が第 31 条の 4 に、それぞれ条ずれしていること。

Ⅱ 労働安全衛生法施行令関係

第 1 改正の要点

- 1 ボイラーの据付けの作業について、作業主任者の選任を要しないものとしたこと。（第 6 条）
- 2 化学物質、化学物質を含有する製剤その他のものを製造し、又は取り扱う設備で、改造等の作業に係る仕事の注文者が労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならないものとして、化学設備及びその附属設備並びに特定化学設備及びその附属設備を定めたこと。（第 9 条の 3）
- 3 その他所要の整備を行ったこと。

第 2 細部事項

- 1 作業主任者を選任すべき作業（第 6 条関係）

ボイラーの据付けの作業については、製造工場においてボイラー本体の組立て、耐火材、附属品の取付け等が行われる場合が増加し、据付けの現場における作業が大幅に簡素化され、作業に伴う危険性も減少しており、近年、当該作業における労働災害はほとんど発生していない状況にあることから、作業主任者の選任を要しないものとしたこと。

- 2 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるもの（第 9 条の 3、第 15 条関係）

(1) 第 9 条の 3 関係

ア 化学設備及び特定化学設備は、爆発火災を引き起こす物質及び大量漏えいにより急性障害を引き起こす物質を製造し、又は取り扱っていることから、対象設備として規定したものであること。

イ 第 1 号の「化学設備」とは、法第 31 条の 2 の政令で定める設備として、整備政令による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第 15 条第 1 項第 5 号の「化学設備」に配管を含めたものであること。

ウ 第 1 号の「引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備」とは、引火点が 65 度以上の物に係る加熱炉、反応器、蒸留器、貯蔵タンク等のうち、加熱、反応、蒸留、固化防止等のため、その内部の

温度が引火点以上となるものをいうこと。

エ 本条の「附属設備」とは、化学設備以外の設備で、化学設備に附設されたものをいい、その主なものとしては、動力装置、圧縮装置、給水装置、計測装置、安全装置等があること。

(2) 第15条関係

ア 第5号については、旧令第15条第1項第5号と同様に、配管を除いた化学設備について、定期に自主検査を行うべき機械等の対象として定めたものであること。

イ 第10号は、旧令第15条第1項第10号と同様に、特定化学設備について、定期に自主検査を行うべき機械等の対象として定めたものであること。

3 職長等の教育を行うべき業種（第19条関係）

日本標準産業分類が平成14年3月に改訂され、「化学調味料製造業」が「うま味調味料製造業」に改称されたことに伴い、用語の整備を行ったものであり、改正前後で職長等の教育を行うべき業種の範囲に変更はないものであること。

4 特定化学物質等に係る用語の整備（第6条、第21条、第22条、別表第3関係）

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）については、これまで特定化学物質等に含まれることとしてきたところであるが、改正法において石綿作業主任者技能講習が分離されたことに併せて、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）を特定化学物質等から分離して規定することとし、別表第3第2号（第二類物質）から石綿を削除したものであること。

これに伴い、「特定化学物質等」の「等」を削除したものであること。

また、作業主任者を選任すべき作業（第6条）、作業環境測定を行うべき作業場（第21条第7号）及び健康診断を行うべき有害な業務（第22条第1項第3号）については、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）に係る作業等を改めて規定したものであり、改正前後でこれらの規定の適用範囲に変更はないものであること。

III 労働安全衛生法関係手数料令関係

第1 改正の要点

クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験が統合され、クレーン・デリック運転士免許試験が設けられたことに伴う所要の整備を行ったものであること。（第6条第3号）

第2 細部事項（第6条第3号関係）

クレーン・デリック運転士免許試験の手数料を定めたこと。

IV 労働安全衛生規則関係

第1 改正の要点

1 安全衛生管理体制等

- (1) 総括安全衛生管理者が統括管理する業務として、安全衛生に関する方針の表明に関すること、法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査等（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）に関すること並びに安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関することを定めたこと。（第3条の2）
- (2) 安全管理者の資格要件として、厚生労働大臣が定める研修を修了したことを追加したこと。（第5条）
- (3) 産業医の職務として、面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関することを追加したこと。（第14条）
- (4) 安全委員会の調査審議事項として、危険性又は有害性等の調査等のうち安全に係るものに関すること、並びに安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関することが含まれるものとしたこと。（第21条）
- (5) 衛生委員会の調査審議事項として、危険性又は有害性等の調査等のうち衛生に係るものに関すること、安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること並びに労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関することが含まれるものとしたこと。（第22条）
- (6) 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の議事の概要を労働者に周知させなければならないものとしたこと。（第23条）
- (7) 職長等に教育を行わなければならない事項として、危険性又は有害性等の調査等に関することを追加したこと。（第40条）

2 自主的活動の促進のための指針

厚生労働大臣が定める事業者が行う自主的活動を促進するための指針に定める内容を具体的に明らかにしたこと。（第24条の2）

3 危険性又は有害性等の調査等

- (1) 危険性又は有害性等の調査の実施時期を定めたこと。（第24条の11第1項）
- (2) 危険性又は有害性等の調査等を行うべき業種として、安全管理者を選任しなければならない業種を定めたこと。（第24条の11第2項）

4 化学物質等に係る表示及び文書交付制度

- (1) 容器又は包装に表示しなければならない事項として、注意喚起語並びに安定性及び反応性に関する事項を追加したこと。（第34条）
- (2) 文書の交付等により通知しなければならない事項として、危険性又は有害性の要約、安定性及び反応性に関する事項、適用される法令等を追加したこと。（第34条の2の4）

5 面接指導等

- (1) 面接指導の対象となる労働者の要件を、1週間当たり40時間を超えて労働させた時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとしたこと。ただし、期日前1月以内に面接指導を受けた労働者その他これに類する者で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除くこととしたこと。（第52条の2第1項）
 - (2) (1)の時間の算定に当たっては、毎月1回以上、一定の期日を定めてこれを行わなければならないものとしたこと。（第52条の2第2項）
 - (3) 面接指導は、(1)の要件に該当する労働者の申出により行うものとしたこと。（第52条の3第1項）
 - (4) 産業医による申出の勧奨、面接指導における確認事項、結果の記録、書類の保存、医師の意見聴取手続等について規定したこと。（第52条の3第2項から第52条の7まで）
 - (5) 法第66条の9の必要な措置は、面接指導又はこれに準ずる措置とするとともに、当該措置を講ずべき者として、長時間の労働により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者及び事業場において定められた同条の必要な措置の実施に関する基準に該当する労働者を定めたこと。（第52条の8）
- 6 計画の届出が免除される事業者の認定
- (1) 法第88条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定（以下「認定」という。）を受けるに際して事業者が講ずる措置として、危険性又は有害性等の調査等その他2の指針に従って事業者が行う自主的活動を定めたこと。（第87条）
 - (2) 認定は、事業場ごと（建設業に属する事業の仕事を行う事業者に係る認定は、請負契約を締結している事業場ごと）に行うものとしたこと。（第87条の2、第87条の10）
 - (3) 所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定をしなければならないものとしたこと。（第87条の4）
 - ① (1)の措置を適切に実施していると認められること。
 - ② 労働災害の発生率が当該事業場の属する事業の業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること。
 - ③ 申請の日前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと。
 - (4) 認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとしたこと。（第87条の6）
 - (5) その他、認定の欠格事項、申請書の記載事項、認定の取消事由、実施状況等報告書について規定したこと。（第87条の3、第87条の5、第87条の7から第87条の9まで）
- 7 有害物ばく露作業報告

事業者は、労働者を厚生労働大臣が定める物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないものとしたこと。（第95条の6）

8 元方事業者による連絡調整等

法第30条の2第1項の元方事業者は、随時、同項の元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならないものとするとともに、特定元方事業者の講ずべき措置に準じて、合図、標識、警報を統一し、関係請負人に周知させなければならないものとしたこと。（第643条の2から第643条の7まで）

9 化学設備の改造等の仕事の発注者による請負人への情報提供

- (1) 仕事の発注者が(2)の措置を講じなければならない作業は、化学設備及び特定化学設備並びにこれらの附属設備の改造、修理、清掃等の作業で、当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入るものとしたこと。（第662条の3）
- (2) 発注者は、製造し、又は取り扱う物の危険性及び有害性、当該作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項等を記載した文書を作成し、これをその請負人に交付しなければならないものとしたこと。（第662条の4）

10 免許等の見直し

クレーン運転士免許とデリック運転士免許の統合、地山の掘削作業主任者技能講習と土止め支保工作業主任者技能講習の統合、デリック運転実技教習の廃止、特定化学物質等作業主任者技能講習と四アルキル鉛等作業主任者技能講習の統合、ボイラー据付け工事作業主任者技能講習の廃止及び特定化学物質等作業主任者技能講習からの石綿作業主任者技能講習の分離に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

第2 細部事項

1 総括安全衛生管理者が統括管理する業務（第3条の2関係）

事業場における自主的な安全衛生活動の促進には、事業場トップの積極的な取組が必要であることから、総括安全衛生管理者が統括管理する業務について、具体的に、安全衛生の方針の表明に関すること、危険性又は有害性等の調査等に関すること並びに安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関することを定めたこと。

2 安全管理者の資格

(1) 安全管理者の資格の見直し（第5条関係）

安全管理者がその職務を的確に遂行する実務能力を担保するため、厚生労働大臣の定める研修を修了した者であることを安全管理者の資格要件に追加したこと。この資格要件は、労働安全コンサルタント及び改正省令附則第2条に該当する者を除き、既に選任されている者についても課されるものであること。

併せて、必要となる産業安全の実務に従事した経験年数を、大学卒業（理科系統）では3年から2年に、高校卒業（理科系統）では5年から4年に、それぞれ

短縮したこと。

(2) 経過措置（改正省令附則第2条関係）

ア 改正省令附則第2条に該当する者

改正省令附則第2条は、安全管理者として選任され、その職務を行った経験年数が平成18年10月1日までに通算2年以上である者については、安全管理者として一定期間職務を行うことにより産業安全に関する一定の知識を得ていると認められることから、安衛則第5条第1号の研修を修了していない場合であっても、法第11条第1項の厚生労働省令で定める資格を有する者（安全管理者として選任することができる者）とすることとしたものであること。

期間の計算の方法については、具体的には次によること。

- ① 一の事業場において安全管理者であった者については、安全管理者として選任され、かつ、選任報告が提出された者が該当すること。よって、平成18年10月1日まで継続して安全管理者である者については、選任日が平成16年10月1日以前であるとして選任報告が提出された者が該当すること。
- ② 複数の事業場において、又は同一事業場において2回以上安全管理者に選任された期間は、通算できること。
- ③ ①②いずれの場合も、安全衛生推進者としての期間は含まないこと。

イ 留意事項

事業者は、改正省令附則第2条に該当する者を安全管理者として選任する場合であっても、法第10条第1項各号の業務の安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって、厚生労働大臣が定めるものを修了させることが望ましいこと。

また、改正省令附則第2条は、経過措置として平成18年10月1日前に従事していた事業場での安全管理者としての活動を継続して認めるという趣旨であることから、同条に該当する者であっても、平成18年10月1日前に経験を有したことのあつた事業場と安全の態様が大きく異なる事業場の安全管理者として選任しようとする場合には、当該研修を修了させるよう特に努める必要があること。

(3) 安全管理者選任報告

ア 安全管理者選任報告を行うに当たっては、様式第3号に同様式裏面備考11に記載の書類を添付するほか、免除科目がある場合は当該免除の根拠となる研修、講座等を修了したことを証する書面を併せて添付すること。

イ 様式第3号裏面備考11の「平成18年10月1日において安全管理者として2年以上の経験年数を有する者であることを証する書面（又は写し）」とは、その者に係る過去の安全管理者の選任について事業者が説明したものであること。

3 産業医の職務（第14条第1項関係）

従来の労働者の健康障害の防止と健康保持を図るための産業医としての専門的な

立場からの職務内容に、医師による面接指導等に関する事項を追加したものであること。

4 安全委員会、衛生委員会等

(1) 安全委員会の付議事項（第21条関係）

事業場における安全衛生水準の向上には、事業場トップ及び労働災害防止の当事者であり現場を熟知している労働者が参画する安全衛生委員会等（安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会をいう。以下同じ。）の活性化が必要であることから、安全委員会の調査審議事項に、危険性又は有害性等の調査等のうち安全に係るものに関する事、並びに安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関する事が含まれる事とした事。

(2) 衛生委員会の付議事項（第22条関係）

ア 事業場における安全衛生水準の向上には、事業場トップ及び労働災害防止の当事者であり現場を熟知している労働者が参画する安全衛生委員会等の活性化が必要である事から、衛生委員会の調査審議事項に、危険性又は有害性等の調査等のうち衛生に係るものに関する事、並びに安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関する事が含まれる事とした事。

イ 第9号は、脳・心臓疾患の労災認定件数が高い水準で推移しており、事業場において労使が協力して長時間労働による健康障害の防止対策を推進する重要性が増している事から、衛生委員会等の付議事項として、「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事」を明記したものである事。

なお、この対策の樹立に関する事には、

- ① 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策の実施計画の策定等に関する事
- ② 面接指導等の実施方法及び実施体制に関する事
- ③ 第52条の3第1項及び第52条の8第3項に規定する労働者の申出が適切に行われるための環境整備に関する事
- ④ 面接指導等の申出を行った事により当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関する事
- ⑤ 第52条の8第2項第2号に規定する事業場で定める必要な措置に係る基準の策定に関する事
- ⑥ 事業場における長時間労働による健康障害の防止対策の労働者への周知に関する事

が含まれる事。

ウ 第10号は、精神障害等の労災認定件数が増加しており、事業場において労使が協力してメンタルヘルス対策を推進する重要性が増している事から、衛生委員会等の付議事項として、第8号とは別に、「労働者の精神的健康の保持

増進を図るための対策の樹立に関すること」を明記したこと。

なお、この対策の樹立に関することには、

- ① 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施計画の策定等に関すること
- ② 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の整備に関すること
- ③ 労働者の精神的健康の状況を事業者が把握したことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われるようなことがないようにするための対策に関すること
- ④ 労働者の精神的健康の状況に係る健康情報の保護に関すること
- ⑤ 事業場におけるメンタルヘルス対策の労働者への周知に関することが含まれること。

エ 衛生委員会等において長時間労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策について調査審議するに当たっては、医学的及び専門的な見地からの意見が重要であり、その構成員である産業医や衛生管理者の積極的な関与が必要であることから、事業場においては、産業医や衛生管理者について、その適正な選任はもとより、衛生委員会等への出席の徹底を図り、その役割が適切に果たされる必要があること。また、衛生委員会等において調査審議を行った結果、一定の事項について結論を得た場合については、これに基づいて着実に対策を実施するなど、事業者はこの結論を当然に尊重すべきものであること。

オ 常時50人以上の労働者を使用する事業場以外の事業場においては、衛生委員会等の調査審議に替え、第23条の2の関係労働者の意見を聴くための機会を利用して、長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策について労働者の意見を聴取するように努め、その意見を踏まえつつこれらの対策を樹立することが必要であること。また、衛生に係るこれらの対策の担当者として衛生推進者又は安全衛生推進者の活用にも努めることも必要であること。

(3) 委員会の議事録の概要の周知（第23条第3項関係）

安全衛生委員会等の透明性を確保するため、事業者は、安全衛生委員会等の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を労働者に周知させなければならないこととし、その方法として、法第101条第1項に基づく労働者に対する法令等の周知の方法と同様の方法（改正省令による改正前の安衛則第98条の2）を定めたこと。

5 作業主任者を選任すべき作業

(1) 作業主任者を選任すべき作業（第16条、第17条、別表第1関係）

ア ボイラーの据付けの作業について、作業主任者の選任を要しないものとされたことに伴う整備を行ったこと。

なお、今後は作業の指揮者を定め、ボイラーの据付けの作業の指揮を行わせることとしたこと。（Ⅵの第3章の第2の3参照）

イ 令第6条第18号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者から特定化学物質作業主任者を選任することとし

たこと。

ウ 令第6条第20号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者から四アルキル鉛等作業主任者を選任することとしたこと。

エ 令第6条第23号の作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者から石綿作業主任者を選任することとしたこと。

(2) 経過措置（改正省令附則第3条関係）

ア 旧法別表第18第5号に掲げる地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者については、令第6条第9号に掲げる作業に係る地山の掘削作業主任者となる資格を有するものであること。

イ 旧法別表第18第6号に掲げる土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者については、令第6条第10号に掲げる作業に係る土止め支保工作業主任者となる資格を有するものであること。

ウ 旧法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者については、令第6条第18号に掲げる作業に係る特定化学物質作業主任者及び令第6条第23号に掲げる作業に係る石綿作業主任者となる資格を有するものであること。

エ 旧法別表第18第24号に掲げる四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者については、令第6条第20号に掲げる作業に係る四アルキル鉛等作業主任者となる資格を有するものであること。

6 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（第24条の2関係）

本条は、従来より同条に基づき公表されている「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成11年労働省告示第53号）の主要な事項を示したものであること。

なお、同指針の改正については、別途示すところによること。

7 危険性又は有害性等の調査等（第24条の11及び第24条の12関係）

(1) 調査の実施時期（第24条の11第1項関係）

第2号の「設備」には機械、器具が含まれ、「設備、原材料等を新規に採用」することには設備等を設置することが含まれ、「変更」には設備の配置換えが含まれること。

第3号の「作業方法若しくは作業手順を新規に採用するとき」には、建設業等の仕事を開始しようとするとき、新たな作業標準又は作業手順書等を定めるときが含まれること。

第4号には、地震等の影響により、建設物等が損傷する等危険性又は有害性等に変化が生じているおそれがある場合が含まれること。このような場合には、当該建設物等に係る作業を再開する前に調査を実施する必要があること。

調査については、第1号から第3号までに掲げる時期の前に十分な時間的余裕をもって実施する必要があること。また、これら変更等に係る計画等を策定する

場合は、その段階において実施することが望ましいこと。

(2) 対象業種（第24条の11第2項関係）

法第28条の2第1項ただし書の業種として、安全管理者の選任義務のある業種を定めたものであること。

(3) 指針の公表（第24条の12関係）

指針を公表するに当たっての手続を規定したものであること。

なお、法第58条の削除に伴い、指針の公表について規定した第34条の22を削除したこと。

8 化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善

(1) 容器・包装等に表示しなければならない事項（第31条から第34条まで関係）

別途示すところによること。

(2) 文書の交付等により通知しなければならない事項（第34条の2の4関係）

別途示すところによること。

9 職長等の教育（第40条関係）

危険性又は有害性等の調査等の実施は職長等が重要な役割を担うことになることから、職長等の教育の事項に、これまでの事項に加えて、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等に関することを含めることとしたこと。

10 就業制限についての資格（第41条等関係）

(1) 就業制限についての資格（第41条、別表第3関係）

令第20条第6号及び第8号の業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者が従事できることとなること。

なお、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第224条の4に基づき取り扱うことのできる機械の種類を限定した免許を受けた者については、令第20条第8号の業務には従事できないこと。

(2) 経過措置（改正省令附則第4条関係）

ア デリック運転士免許を受けている者は、引き続き、令第20条第8号の業務に従事することができるものであること。

イ クレーン運転士免許を受けている者は、改正省令附則第5条第1項又は第2項の規定により、限定のないクレーン・デリック運転士免許又は取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けたものとみなされることから、引き続き、令第20条第6号の業務に従事することができるものであること（14参照）。

また、取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許を受けている者は、改正省令附則第5条第3項の規定により、取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けたものとみなされることから、引き続き、従前の業務に従事することができるものであること。

11 健康診断の結果の通知（第51条の4関係）

- (1) 雇入れ時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断、結核健康診断に加え、労働衛生指導医の意見に基づく臨時の健康診断、給食従業員の検便、歯科医師による健康診断の結果の通知についても、遅滞なく行わなければならないものとしたこと。
- (2) 「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかに行う趣旨であること。

12 面接指導（第52条の2から第52条の7まで関係）

- (1) 面接指導の対象者となる労働者の要件等（第52条の2関係）

ア 第1項の「休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間」（以下「時間外・休日労働時間」という。）について、1月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行うこと。

$$\begin{aligned} & 1 \text{ か月の総労働時間数（労働時間数} + \text{延長時間数} + \text{休日労働時間数）} \\ & - \left(\text{計算期間（1 か月間）の総暦日数} \div 7 \right) \times 40 \end{aligned}$$

この算定方法は、特例措置対象事業場（週44時間労働制）、変形労働時間制やフレックスタイム制を採用している事業場についても同様であること。

イ 専門業務型裁量労働制及び企画業務型裁量労働制の適用を受ける労働者については、使用者が健康・福祉確保措置を行うに当たって把握されている「労働時間の状況」を基に、事業場ごとに取り決めた方法により、時間外・休日労働時間を把握すること。

ウ イに掲げるもののほか、管理・監督の地位にある者等労働時間等に係る規定の適用について特段の定めのある労働者については、労働者自らが「時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積があると認められる」と判断し、第52条の3の規定による申出があった場合に面接指導を実施すること。

エ 時間外・休日労働時間の時間数について、事業者の把握している時間数と第52条の3に基づく申出を行った労働者の把握している時間数との間に差異があり、かつ、その確定に時間を要する場合においては、健康確保の観点から、まずは面接指導を実施することが望ましいこと。

オ 第1項の「疲労の蓄積」は、通常、他者には認知しにくい自覚症状として現れるものであることから、第52条の3に基づく申出の手続をとった労働者については、「疲労の蓄積があると認められる者」として取り扱うものであること。

カ 第1項の「これに類する労働者」には、医師による診察の結果、健康診断の結果、過去の面接指導の結果、疲労蓄積度のチェックリストの結果等に基づき、医師が健康上問題がないと認めた労働者が含まれること。

キ 第2項の「一定の期日」は事業場の判断により定めるものであり、例えば、事業場における賃金締切日が考えられること。

(2) 面接指導の実施方法等（第52条の3関係）

ア 必要な労働者に対し、確実に面接指導を実施することができるよう、月100時間を超える時間外・休日労働をさせた事業場又はそのおそれのある事業場等においては、

- ① 労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備
- ② 申出様式の作成、申出窓口の設定など申出手続を行うための体制の整備
- ③ 労働者に対する体制の周知

を図ること。

なお、これらについては、衛生委員会等において調査審議すること。この調査審議の際には、申出を行うことによる不利益な取扱いが行われないようにすることなど、申出がしやすい環境となるよう配慮すること。

イ 第1項の申出は、労働者が面接指導を受ける旨を申し出るものであるが、確実に面接指導を実施するためには、当該申出の際に、労働者の希望する面接指導の実施日時、場所その他面接指導を実施するに当たり配慮を求める事項等についても申し出ることが考えられること。また、労働者が事業者の指定する医師以外の医師の面接指導を受けることを希望する旨についても、この申出の際に併せて申し出る取扱いとすることも可能であること。なお、申出の際に労働者の希望する医師についても申し出るようにすることとし、当該医師を事業者が指定することも考えられること。

ウ 第1項の申出は書面や電子メール等で行い、事業者は、その記録を残すようにすること。

エ 第2項の「遅滞なく」とは、概ね1月以内をいうこと。

オ 第3項の「遅滞なく」とは、申出後、概ね1月以内をいうこと。

カ 家族や職場の周囲の者が労働者の不調に気付くことも少なくないことから、プライバシーの保護に留意しつつ、事業者は、家族や周囲の者から相談・情報を受けた場合に、必要に応じて当該労働者に面接指導を受けるように働きかけるなどの仕組みを整備することが望ましいこと。

キ 第4項に基づき、産業医が労働者に確実に申出の勧奨を行うことができるよう、事業者は、産業医に対して、時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を提供することが望ましいこと。また、勧奨の方法として、①産業医が、健康診断の結果等から脳・心臓疾患の発症リスクが長時間労働により高まると判断される労働者に対して、第52条の2に該当した場合に申出を行うことをあらかじめ勧奨しておくことや、②上記カと同様に家族や周囲の者からの相談・情報を基に産業医が当該労働者に対して申出の勧奨を行うことも考えられること。

ク 事業場において、時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超えた労働者全員に対して面接指導を実施することとした場合については、対象者全員に対して面接指導の実施について通知等を行い、これに対して労働者が申込みを行った場合や現に面接指導を受けに来たことをもって申出を行ったものとみなすことができること。なお、この場合、対象者全員に通知等を行ったにもかかわらず、面接指導を受けなかった労働者については、申出がなかったものとして差し支えないこと。

(3) 労働者の希望する医師による面接指導の証明（第52条の5関係）

事業者提出する面接指導の結果の証明に記載すべき事項については、医師が面接指導を通じて知り得た労働者の状況について、健康情報留意事項通達に基づき、必要に応じて適切に判断する必要があること。特に第5号の心身の状況については、必ずしも疾病名等の状況を記載すべき趣旨ではないこと。

(4) 面接指導結果の記録の作成（第52条の6関係）

第1項の面接指導結果の記録は、第2項の事項が記載されたものであれば、面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保存することで足りること。

(5) 医師からの意見聴取（第52条の7関係）

意見聴取は遅滞なく行われる必要があるが、遅くとも面接指導を実施してから概ね1月以内に行うこと。なお、労働者の健康状態から緊急に事後措置を講ずべき必要がある場合には、可能な限り速やかに行われる必要があること。

13 法第66条の9の必要な措置（第52条の8関係）

(1) 第1項の「面接指導に準ずる措置」には、労働者に対して保健師等による保健指導を行うこと、チェックリストを用いて疲労蓄積度を把握の上必要な者に対して面接指導を行うこと、事業場の健康管理について事業者が産業医等から助言指導を受けること等が含まれること。

(2) 第2項第1号の「長時間」とは時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えることをいうこと。

(3) 第2項第2号の「基準」を事業場において定めるに当たっては、衛生委員会等で調査審議の上、定めるものとする。この際には、事業者は衛生委員会等における調査審議の内容を踏まえて決定するとともに、長時間労働による健康障害に係る医学的知見を考慮し、以下のア及びイに十分留意すること。

なお、常時50人以上の労働者を使用する事業場以外の事業場においては、衛生委員会等の調査審議に代え、第23条の2の関係労働者の意見を聴くための機会を利用して、上記基準の設定について労働者の意見を聴取するように努め、その意見を踏まえつつ対策を樹立する必要があること。

ア 時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超える労働者及び2ないし6月の平均で1月当たり80時間を超える労働者については、すべての労働者について面接指導を実施するよう基準の設定に努めること。

イ 時間外・休日労働時間が1月当たり45時間を超える労働者については、健

康への配慮の必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるように基準を設定することが望ましいこと。また、この措置としては、時間外・休日労働時間が1月当たり45時間を超える労働者について作業環境、労働時間等の情報を産業医等に提供し、事業場における健康管理について事業者が助言指導を受けることも考えられること。

(4) 必要な労働者が確実に第3項の申出を行うことができるよう、実施体制の整備を図ることが必要であることは第52条の3に基づく申出の場合と同様であること。(12(2) 参照)

(5) 面接指導又は面接指導に準ずる措置を実施した場合には、その結果に基づき事後措置を実施するよう努めること。

14 クレーン運転士免許とデリック運転士免許の統合(第62条、第64条、第66条の2、第69条、第70条、別表第4、別表第5、改正省令附則第5条から第8条まで関係)

(1) クレーン・デリック運転士免許に係る免許証(様式第11号)表面の免許証の種類欄は、「クレ・デリ」の項に記載されるものであること。

なお、取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許(以下14において「新床上クレーン限定免許」という。)及び取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許(以下14において「新クレーン限定免許」という。)に係る免許証については、同様式裏面の備考欄に、新床上クレーン限定免許又は新クレーン限定免許である旨が記載されるものであること。

(2) 施行日前に次の表の左欄に掲げる者は、特段の手續を要さず、施行日において同表の右欄に掲げる免許を受けたものとみなされること。この場合において、施行日以降に第67条に基づく免許証の再交付又は書換えの申請が行われたときは、当該みなされた免許に係る記載がされた免許証を交付するものであること。(改正省令附則第5条関係)

① クレーン運転士免許(取り扱うことのできるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許(以下「旧床上クレーン限定免許」という。))を除く。)及びデリック運転士免許の両方を受けている者	クレーン・デリック運転士免許
② クレーン運転士免許(旧床上クレーン限定免許を除く。))を受けている者	新クレーン限定免許
③ 旧床上クレーン限定免許を受け	新床上クレーン限定免許

ている者	
------	--

- (3) 施行日前に次の表の左欄に掲げる者が施行日以降に当該免許の申請を行った場合には、同表の右欄に掲げる免許を交付するものであること。（改正省令附則第6条関係）

① クレーン運転士免許（旧床上クレーン限定免許を除く。）を受けている者で、デリック運転士免許試験の学科試験に合格したもの（当該学科試験が行われた日から1年を超えないものに限る。②において同じ。）	クレーン・デリック運転士免許
② クレーン運転士免許（旧床上クレーン限定免許を除く。）を受ける資格を取得した者で、デリック運転士免許試験の学科試験に合格したもの	クレーン・デリック運転士免許
③ クレーン運転士免許（旧床上クレーン限定免許を除く。）を受ける資格を取得した者（②に該当する者を除く。）	新クレーン限定免許
④ 旧床上クレーン限定免許を受ける資格を取得した者	新床上クレーン限定免許
⑤ デリック運転士免許を受ける資格を取得した者	デリック運転士免許（注）
（注）改正省令附則第6条第4項の規定により、なお従前の例により与えるものとされている。なお、当該免許に係る安衛則様式第11号の免許証の種類の欄は「（デリック）」となる。	

- (4) 都道府県労働局長は、施行日までにデリック運転士免許試験の学科試験に合格した者に対し、平成19年3月31日までの間、なお従前の例によりデリック運転士免許試験の実技試験を行うものとされているが、当該試験は指定試験機関が実施するものであること。なお、当該実技試験に合格した者には、デリック運転士免許が交付されること。（改正省令附則第6条第4項及び第7条関係）

15 技能講習の統合等（第79条、第83条、別表第6関係）

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の受講資格として、地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずし

に関する作業に一定以上従事した経験を有する者を定めたほか、講習の統合等に伴う所要の規定の整備を行ったこと。

16 計画の届出（第84条の2関係）

本条は、法第88条第1項の改正に伴い、届出を要しない仮設の建設物等について規定した従前の第87条を第84条の2に移動したものであり、改正前後で内容に変更はないものであること。

17 計画の届出が免除される事業者の認定（第87条の2から第87条の10まで関係）

(1) 厚生労働省令で定める措置（第87条関係）

法第88条第1項ただし書の厚生労働省令で定める措置が、法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査等を含めた第24条の2の指針に従って事業者が行う自主的活動（労働安全衛生マネジメントシステム）であることを規定したものであること。

(2) 認定の単位（第87条の2関係）

認定の単位は、法の適用単位である事業場単位とすることを規定したものであること。

なお、建設業については、第87条の10に規定する特例によること。

(3) 欠格条項（第87条の3関係）

事業者がこれに該当する場合は認定を受けることができない旨を定めたものであること。

(4) 認定基準（第87条の4関係）

ア 第1号関係

「第八十七条の措置を適切に実施していること」とは、第24条の2に基づく指針及び当該指針において引用する法第28条の2第2項に基づく指針に従って当該措置を適切に実施していることをいうものであること。

イ 第2号関係

「労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること」とは、認定を受けようとする事業場に係る申請の日前1年間に通知された労災保険のメリット収支率が75%以下である場合をいうものであること。

また、建設業については、第87条の10に規定する特例により、認定を受けようとする建設の仕事の請負契約を締結している事業場（店社）が締結した契約の仕事を行う全ての事業場に係る労災保険のメリット収支率のうち、申請の日前1年間に通知されたものを平均した値が75%以下である場合をいうものであること。

なお、メリット制が適用されない事業場又は専門工事業者等の保険料を自ら納めていない事業場にあつては、メリット収支率の計算方法に準ずる方法で計算した値により判断するものであること。

ウ 第3号関係

「労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害」とは、自社の労働者（労働者派遣法第45条各項の規定により自社に使用する労働者とみなされる派遣中の労働者（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第44条の規定により派遣労働者とみなされる送出労働者を含む。）を含む。以下(4)において同じ。）又は関係請負人の労働者に係る労働災害（関係請負人の労働者に係る労働災害については、法第30条から第31条の2までの規定の違反について送検されたものに限る。）であって、次の①～③に掲げるものをいう（第三者に主たる原因のあるもの及び地震による災害等予見不可能なものを除く。）。

① 死亡労働災害

② 一度に3人以上の労働者に4日以上休業又は労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2の身体障害等級表に掲げる身体障害を伴った労働災害

③ 爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条等の規定に基づく避難勧告又は避難指示を伴ったもの

(5) 認定の申請（第87条の5第1項関係）

ア 第1項第2号関係

(ア) 第87条の措置の実施状況に関する評価に当たっては、評価の客観性を担保する観点から、2名以上の安全に関して優れた識見を有する者又は衛生に関して優れた識見を有する者により実施することを規定したものであること。

(イ) また、認定の審査に当たっては、申請時点における認定事業場の現状について把握する必要があることから、第87条の5第1項第2号の評価は、申請の日前3月以内に実施されたものに限るものであること。

(ウ) 「評価されたことを証する書面」は、評価を行った者全員の合意に基づき作成されたものとし、当該書面には、第87条の措置が適切に実施されていることを評価した旨及び評価を行った日付を記載するほか、評価者の全員の記名押印又は署名があること。

(エ) 「当該評価の概要を記載した書面」は、第87条の措置の実施状況について、第24条の2の指針及び当該指針が引用する法第28条の2第2項に基づく指針の項目ごとに評価結果の概要を記載したものであること。評価結果の概要を記載した書面には、どのような書面、ヒアリング結果等に基づき、第87条の措置を指針に従って適切に実施していると判断したのかをできるかぎり具体的に記載すること。

イ 第1項第3号関係

(ア) 労働安全衛生マネジメントシステムは、労働安全及び労働衛生両方に関わるものであることから、監査に当たっては、安全に関して優れた識見を有す

る者及び衛生に関して優れた識見を有する者それぞれ1名以上により実施されることとしたものであること。また、監査の趣旨に鑑み、監査を実施する者は、第1項第2号の評価を実施した者とは別の者とする。

- (イ) 「監査を受けたことを証する書面」は、監査を行った者全員の合意に基づき作成されたものとし、当該書面には、評価結果が妥当である旨及び監査を行った日付を記載するほか、監査者全員の記名押印又は署名があること。

ウ 第1項第4号関係

- (ア) 申請に当たっては、第87条の4第2号に掲げる要件に該当することを証する書面として、①継続事業又は一括有期事業にあっては労働局から送付された直近の「労災保険率決定通知書」の写し、②単独有期事業にあっては申請前1年間に労働局から送付された「改定確定保険料決定通知書」の写しを添付すること。

- (イ) 建設業の場合にあっては、(ア)の書面について、申請を行う店社が契約した建設工事の仕事を行う事業場に係るものすべてを添付するとともに、すべての事業場のメリット収支率の平均値の計算結果を添付すること。

- (ウ) メリット制非適用の継続事業又は一括有期事業については、申請前1年間に行った年度更新時に事業者が提出した「概算・確定保険料申告書」の写しを添付すること。

(6) 評価又は監査を行う者の要件（第87条の5第2項及び第3項関係）

ア 利害関係を有しない者

第2項及び第3項の「利害関係」を有する者とは、当該認定によって利益を得る者をいい、具体的には、①認定を受けようとする事業者（以下「認定対象事業者」という。）の役員若しくは職員（以下「役職員」という。）又は1年以内に役職員であった者、②認定対象事業者に対して、コンサルティング等継続的に利益を得る可能性のある業務を行っている又は評価若しくは監査の前1年間に行った者、③認定対象事業者の親会社（商法第211条ノ2第1項の親会社をいう。以下同じ。）の役職員又は1年以内に役職員であった者、④認定対象事業者が親会社である会社の役職員又は1年以内に役職員であった者、⑤認定対象事業者の親会社と同一の法人が親会社である法人の役職員又は1年以内に役職員であった者、⑥認定対象事業者の株主若しくは出資者（相続又は遺贈により認定対象事業者の株式又は出資を取得後1年を経過しない場合を除く。）又は債権者若しくは債務者（相続又は遺贈により認定対象事業者の債権又は債務を取得後1年を経過しない場合、その有する債権又は債務の額が100万円未満である場合等特別の事情を有する場合を除く。）を含むこと。

- イ 第2項第1号及び第3項第1号の自主的活動の実施状況についての評価の実施時期は、コンサルタントの登録を行う前であっても差し支えないものであること。

ウ 第2項第1号及び第3項第1号の「自主的活動の実施状況についての評価」

とは、自らが使用されている事業者に係る評価は含まず、また、「三件以上」とは、それぞれ別の事業場に対して実施されたものであること。

エ 第2項第1号及び第3項第1号の「コンサルタントとして3年以上その業務に従事した経験」とは、コンサルタント登録を行った後に3年以上、概ね毎月、労働安全コンサルタントにあつては安全診断等の業務に従事した経験を、労働衛生コンサルタントにあつては衛生診断等の業務に従事した経験をいうものであること。

オ 第2項第2号の「同等以上の能力を有する者」

第2項第2号の「同等以上の能力を有する者」とは、次の（ア）から（ウ）までの要件のすべてに該当する者をいうこと。ただし、（ア）から（ウ）までの要件に該当することとなった時期の前後は問わないものとする。

（ア）次のいずれかに該当すること。

- ① 大学（短期大学を除く。）における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後8年以上の産業安全の実務経験を有するもの
- ② 大学（短期大学を除く。）における理科系統以外の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上の産業安全の実務経験を有するもの
- ③ 高等専門学校又は短期大学において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後10年以上の産業安全の実務経験を有するもの
- ④ 高等専門学校又は短期大学において理科系統以外の学科を修めて卒業した者で、その後12年以上の産業安全の実務経験を有するもの
- ⑤ 高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後13年以上の産業安全の実務経験を有するもの
- ⑥ 高等学校又は中等教育学校において理科系統以外の学科を修めて卒業した者で、その後16年以上の産業安全の実務経験を有するもの

（イ）労働安全衛生マネジメントシステムの評価に関して、以下の項目の研修を修了していること。

- ① 労働安全衛生マネジメントシステムの目的と意義
- ② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針とシステムの構築
- ③ 危険性又は有害性等の調査等の目的と意義
- ④ 危険性又は有害性等の調査等の手法
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムの評価の方法
- ⑥ 労働安全衛生マネジメントシステムの評価の演習

なお、研修の内容の詳細等については、別途示すところによること。

（ウ）労働安全衛生マネジメントシステムの評価の業務について、3件以上従事した経験を有すること。なお、評価の業務は、自らが使用されている事業者に係る評価は含まず、かつ、それぞれ別の事業場に対して実施されたものであること。

カ 第3項第2号の「同等以上の能力を有する者」

第3項第2号の「同等以上の能力を有する者」とは、次の（ア）から（ウ）までのすべてに該当する者をいうこと。ただし、（ア）から（ウ）までの要件に該当することとなった時期の前後は問わないものとする。

（ア）次のいずれかに該当すること。

- ① 大学（短期大学を除く。）における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後8年以上の労働衛生の実務経験を有するもの
- ② 大学（短期大学を除く。）における理科系統以外の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上の労働衛生の実務経験を有するもの
- ③ 高等専門学校又は短期大学において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後10年以上の労働衛生の実務経験を有するもの
- ④ 高等専門学校又は短期大学において理科系統以外の学科を修めて卒業した者で、その後12年以上の労働衛生の実務経験を有するもの
- ⑤ 高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後13年以上の労働衛生の実務経験を有するもの
- ⑥ 高等学校又は中等教育学校において理科系統以外の学科を修めて卒業した者で、その後16年以上の労働衛生の実務経験を有するもの

（イ）オ（イ）に掲げる研修を修了していること。

（ウ）労働安全衛生マネジメントシステムの評価の業務について、3件以上従事した経験を有すること。なお、評価の業務は、自らが使用されている事業者に係る評価は含まず、かつ、それぞれ別の事業場に対して実施されたものであること。

キ 要件を満たしていることを明らかにする書面（様式第20号の2関係）

（ア）様式第20号の2備考5の「評価又は監査を実施した者が労働安全衛生規則第87条の5第2項及び第3項に該当する者であることを明らかにする書面」には、以下のものが含まれること。

- a 第2項第1号及び第3項第1号の者にあつては、認定の実施について利害関係を有しないことを申し立てる書面、コンサルタント登録証の写し、コンサルタントとしての業務経験を証する安全診断等の実績事業場リスト、3件以上の自主的活動の評価経験を証する評価結果書等（評価者の氏名が記載されているものに限る。）の写し及び評価の概要等当該評価が第24条の2の指針に定める事項を評価したものであることを説明する書面が含まれること。
- b 第2項第2号及び第3項第2号の者にあつては、認定の実施について利害関係を有しないことを申し立てる書面、実務経験を証する実務経歴書等、研修の受講を証する書面の写し、3件以上の自主的活動の評価経験を証する評価結果書等（評価者の氏名が記載されているものに限る。）の写し及び評価の概要等当該評価が第24条の2の指針に定める事項を評価したものであることを説明する書面が含まれること。

- (イ) 過去に行った認定の申請の際の添付書類に自己の評価書又は監査書を添付したことがある者で、その認定証の写しに加え、第2項第1号及び第3項第1号の者にあつてはコンサルタント登録番号を、第2項第2号及び第3項第2号の者にあつては受講した研修の実施者、修了証等の番号及び修了日を添付するときは、(ア)で定める第2項の評価又は第3項の監査を行う者の要件を満たすことを証する書面(認定の実施について利害関係を有しないことを申し立てる書面を除く。)を省略することができること。
- (ウ) 業務経験、実務経験、評価経験を証する書面については、個別事業場名等、申請事業場にそれらを開示することが適切でない情報も含まれる可能性があるため、労働基準監督署長あての厳封書類とすること。
- (7) 認定の更新(第87条の6関係)
- ア 更新の申請に当たって添付する第87条の5第1項第2号の評価の結果は、期間の満了日前4月以内に実施されたものに限ること。
- イ 期間満了日の翌日に更新を受けることを希望する者は、期間満了日の1月前までに更新の申請を行うこと。それ以降に申請があった場合は、新規の申請と同様に扱うものであること。
- (8) 実施状況等の報告(第87条の7関係)
- ア 報告の時期について
- 認定事業場は、1年以内ごとに1回、労働安全衛生マネジメントシステムのシステム監査結果及び認定を受けた後(又は前回の実施状況等報告後)の機械等の設置等の状況について報告することを規定したものであること。
- イ システム監査結果について
- システム監査の結果については、自らが実施したもの(内部監査)のほか、外部監査の結果でも差し支えないこと。
- ウ 添付書類について
- (ア) 第87条の9各号に掲げる要件に該当していないことを説明する書面を添付すること。
- (イ) 機械等の設置等の概要を記載した書面を添付すること。
- (ウ) 認定証の記載事項に変更が生じた場合には、記載事項の変更を証する書面を添付すること。
- (9) 措置の停止(第87条の8関係)
- 第87条の措置を行わなくなったとき(認定事業者が認定事業場に係る事業の全部を譲り渡し、又は認定事業者について相続、合併若しくは分割があり、認定事業場に係る事業を他の者が承継することとなったときを含む。)は、その旨を速やかに所轄労働基準監督署長に報告するとともに、認定証を返納すること。
- (10) 認定の取消し(第87条の9関係)
- 本条は、欠格事項に該当するに至ったとき、認定基準に適合しなくなったと認められるとき、第87条の7の報告書及び書面を提出せず、若しくは虚偽の記載

をしてこれらを提出したとき、又は不正の手段により認定若しくはその更新を受けたことが明らかになったときには、所轄労働基準監督署長が認定を取り消すことができる旨を規定したものであること。

(11) 建設業の特例（第 87 条の 10 関係）

建設業にあつては、店社と当該契約による仕事を行う事業場が一体となつて労働安全衛生マネジメントシステムを運用することが必要であることから、認定の単位を店社単位とすることを規定したものであること。

また、第 87 条の 3 に規定する欠格事項、第 87 条の 4 に規定する認定の基準、第 87 条の 9 に規定する認定の取消しにあつては、店社に加え、店社において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場に係る事項も含めて判断することとしたものであること。

18 法第 88 条第 4 項の仕事の範囲（第 90 条関係）

令第 16 条等の改正に伴う整備を行ったものであり、改正前後で「石綿等」の指し示す物に変更はないものであること。

19 有害物ばく露作業報告（第 95 条の 6 関係）

労働者の化学物質へのばく露の程度やその広がりを推定し、健康障害の発生のおそれがある作業等を把握して、リスクが特に高い作業等についてはリスクの程度に応じた適正な健康障害防止対策が図られるようにするため、事業者が、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物（以下「ばく露作業報告対象物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気、又は粉じん（以下「ガス等」という。）にばく露するおそれのある作業（以下「ばく露作業」という。）に従事させたときには、事業者は、厚生労働大臣が別途定めるところにより、労働者が従事した作業の種類、事業場における換気設備の設置状況等のばく露防止に関し必要な事項について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。

(1) ばく露作業報告対象物

ばく露作業報告対象物は、原則として法第 57 条の 2 の通知対象物の中から別途厚生労働大臣が定めるものであること。

(2) 対象作業

ばく露作業報告対象物のガス等にばく露するおそれのある作業とは、ばく露作業報告対象物を製造し、又は取り扱う作業場において、ガス等の発散源に係る作業又はその近傍での作業であつて、労働者が発散源からのガス等にばく露するおそれのあるものをいうものであること。

なお、ばく露作業報告対象物が密閉式の構造の設備で取り扱われており、又は隔離室での遠隔操作の作業等労働者が当該物のガス等にばく露するおそれがないと考えられる場合は、報告する必要はないこと。

(3) 事業場の範囲

報告は事業場単位で行うものであること。

報告を行う事業場の範囲は、昭和47年9月18日付け基発第91号「労働安全衛生法の施行について」の第2の3における事業場の範囲と同一であること。

労働者が建設現場等の事業場外において一定の期間塗装作業等に従事する場合の建設業における事業場の適用については、昭和63年9月16日付け基発第601号の2「建設業における労働基準法の適用単位について」を参照すること。

(4) 有害物ばく露作業報告書（様式第21号の7関係）

有害物ばく露作業報告書は、ばく露作業報告対象物ごとに作成するものであること。また、ばく露作業の種類を記載する場合における、「ガス等の発散源の近傍での作業」の種類を記載する際は、発散源に係る作業と同一の作業として取り扱うものとする。

なお、作業の種類が多岐にわたり記載しきれないときは、続紙を使用すること。

(5) その他

有害物ばく露作業報告は、一定期間におけるばく露報告対象物の製造又は消費量が一定以上の事業場ごとに行うこととしているが、これらの範囲、有害物ばく露作業報告を行う時期等については、別途厚生労働大臣が定めるところによるものであること。

20 化学設備の定義の変更に伴う整備（第258条、第259条、第268条から第278条まで、第287条、第289条関係）

化学設備については、旧令第15条第1項第5号の「化学設備」に配管を含めたものとして、令第9条の3において改めて定義したところであり、これに伴う関係条文の所要の変更を行ったものであること。なお、第274条の2については、従前の「化学設備」に配管を含めたものを新たに対象設備としたものであること。

21 地山の掘削作業主任者及び土止め支保工作業主任者の選任（第359条、第374条関係）

(1) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならないこととしたこと。（第359条関係）

(2) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならないこととしたこと。（第374条関係）

22 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置（第643条の2から第643条の7まで関係）

(1) 法第30条の2第1項の元方事業者が講ずべき、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置の内容を、特定元方事業者が講ずべき措置に準じて規定したこと。なお、特定元方事業者に係る第640条第1項第2号に掲げる場所並びに第642条第1項第3号及び第5号に掲げる場合については、法第30条の2第1項の元方事業者においては想定されないことから、これらに相当する規定を設けていないこと。（第643条の2から第643条の6まで関係）

係)

- (2) (1) の措置に応じて請負人が講ずべき措置の内容を規定したこと（第643条の3第2項、第643条の4第2項及び第3項、第643条の5第2項、第643条の6第2項及び第3項関係）。

23 化学物質等を製造し、又は取り扱う設備の改造等の仕事の注文者の講ずべき措置（第662条の2から第662条の4まで関係）

(1) 第662条の3関係

ア 本条の規定は、注文者から請負事業者が発注して作業が行われる改造等の仕事のうち、特に、第275条に規定する分解等の作業については、注文者による文書の交付等による請負事業者への情報提供により、未然に労働災害を防止する必要があることから、対象としたものであること。

イ 「清掃等」の「等」には、塗装、解体及び内部検査が含まれること。

(2) 第662条の4関係

ア 本条に基づく文書は、注文者が請負事業者が発注する改造等の仕事ごとに作成、交付すれば足りるものであり、当該仕事に含まれる個別の作業ごとに作成、交付する必要はないこと。

イ また、同種の仕事を反復して発注する場合において、既に当該仕事に係る文書が交付されているときは、再度文書の交付を行う必要はないこと。

ウ 第1号の「危険性及び有害性」には、化学物質等安全データシート（MSDS）又は書籍、学術論文等から抜粋した当該化学物質の危険有害性情報があること。

エ 第2号の「当該仕事の作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項」には、各作業ごとに記載した安全及び衛生に配慮した作業方法、発注者の直接の指示を必要とする作業の実施方法、作業場所の周囲における設備の稼働状況等の具体的な安全又は衛生に関する連絡事項があること。

オ 第3号の「当該仕事の作業について講じた安全又は衛生を確保するための措置」には、発注者が講じた動力源の遮断、バルブ・コックの閉止、設備内部の化学物質等の排出措置等があること。

カ 第4号の「当該物の流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」には、関係者への連絡、火災発生時における初期消火の実施、被災者に対する救護措置等があること。

24 その他

- (1) 現行の第87条の内容が第84条の2に移動することに伴い、別表第8を削除し、新たに別表第6の2として規定しているが、改正の前後でその内容に変更はないこと。

- (2) その他、改正法、整備政令及び改正省令の施行に伴い所要の規定の整備を行ったこと。

V その他の省令関係

第1章 じん肺法施行規則関係

第1 改正の要点

法第66条の6の規定により、特殊健康診断の結果を労働者に対して通知しなければならないこととされたことにかんがみ、じん肺健康診断の結果について、遅滞なく、労働者に対して通知しなければならないこととしたこと。（第22条の2）

第2 細部事項（第22条の2関係）

「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨であること。

第2章 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則関係

第1 改正の要点

法第66条の6の規定により、特殊健康診断の結果を労働者に対して通知しなければならないこととされたことにかんがみ、健康診断の結果について、遅滞なく、労働者に対して通知しなければならないこととしたこと。（第5条の2）

第2 細部事項（第5条の2関係）

「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨であること。

第3章 ボイラー及び圧力容器安全規則関係

第1 改正の要点

- 1 ボイラー及び第一種圧力容器に係る設置届及び変更届は、法第88条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出（以下「計画の届出」という。）であることから、同条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）については、同条第1項ただし書の規定によりこれらの届出義務は免除されること。

これに伴い、これらの設置届又は変更届をしていない機械等について落成検査又は変更検査を受ける場合には、その申請書に、これらの検査に必要な書面を添付するものとしたこと。

- 2 認定事業者については、移動式ボイラー及び小型ボイラーの設置報告並びにボイラー及び第一種圧力容器の使用休止報告を要しないものとしたこと。この場合においては、安衛則第87条の7に規定する実施状況等報告書（以下「実施状況等報告書」という。）の提出の際に、設置状況等についても併せて提出することとしたこと。
- 3 事業者は、ボイラーの据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定め、その者に必要な事項を行わせなければならないこととしたこと。

- 4 ボイラー据付け工事作業主任者技能講習の廃止に伴う規定の整備を行ったこと。

第2 細部事項

1 移動式ボイラーの設置報告（第11条関係）

- (1) 認定事業者については移動式ボイラーの設置報告を要しないものとしたことに伴い、実施状況等報告書の提出の際に、安衛則様式第20号の4の表に掲げる必要な書面を添付するものとしたこと。
- (2) 従前は設置報告の際に記載していた検査証の「事業場の所在地」及び「事業場の名称」の欄については、実施状況等報告書の提出の際に記載することとなること。

2 落成検査（第14条及び第59条関係）

ボイラー又は第一種圧力容器の落成検査の申請の際に添付する「その他落成検査に必要な書面」とは、ボイラー設置届の様式（様式第11号）又は第一種圧力容器設置届の様式（様式第24号）に、必要事項を記載したもので差し支えないこと。この場合において、検査申請書の「設置届提出年月日」の欄並びに設置届の様式の「設置工事落成予定年月日」の欄及び検査申請書の記載事項と重複する部分の記入は要しないこと。

3 ボイラー据付け作業の指揮者（第16条関係）

ボイラー据付け作業については、ボイラー据付け工事作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任する制度は廃止されたものであるが、複数の労働者が作業を行う場合において労働者相互の連絡が不十分なことによる重量物の落下等の災害を防止するため、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから当該作業の指揮者を定め、その者に必要な事項を行わせなければならないこととされたこと。

なお、「当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者」に該当する者の要件については、別途示すところによること。

4 変更検査（第42条及び第77条関係）

ボイラー又は第一種圧力容器の変更検査の申請の際に添付する「その他変更検査に必要な書面」はボイラー変更届又は第一種圧力容器変更届の様式（様式第20号）に、必要事項を記載したもので差し支えないこと。この場合において、検査申請書の「変更届提出年月日」の欄並びに変更届の様式の「変更工事着手予定年月日」の欄、「変更工事完了予定年月日」の欄及び検査申請書の記載事項と重複する部分の記入は要しないこと。

5 小型ボイラーに係る設置報告（第91条関係）

認定事業者については、小型ボイラーの設置報告を要しないものとしたことに伴い、実施状況等報告書の提出の際に、安衛則様式第20号の4の表に掲げる必要な書面を添付するものとしたこと。

6 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習の受講資格（第122条

の２関係)

令に定める「化学設備」の定義が変更され、配管を含むこととされたことに伴い、化学設備の配管のみの取扱い作業の経験については、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習の受講資格として認められないことを明確にしたものであること。

第４章 クレーン等安全規則関係

第１ 改正の要点

- 1 クレーン、デリック、エレベーター及び建設用リフトに係る設置届並びにクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及び建設用リフトに係る変更届は、計画の届出であることから、認定事業者については、法第８８条第１項ただし書の規定によりこれらの届出の義務は免除されること。

これに伴い、これらの設置届又は変更届を提出していない機械等について落成検査又は変更検査を受ける場合には、その申請書に、これらの検査に必要な書面を添付するものとしたこと。

なお、変更届の対象であって変更検査の対象ではない変更を行った場合には、実施状況等報告書の提出の際に、その変更の状況についても併せて提出することとしたこと。

- 2 認定事業者については、移動式クレーンその他の設置報告並びにクレーン、移動式クレーン、デリック及びエレベーターの使用休止報告を要しないものとしたこと。この場合においては、実施状況等報告書の提出の際に、設置状況等についても併せて提出することとしたこと。
- 3 クレーン運転士免許及びデリック運転士免許を統合し、「クレーン・デリック運転士免許」とした。また、クレーン・デリック運転士免許について、取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許（床上運転式クレーン運転士免許）及び取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許（クレーン限定免許）を設けることとしたこと。

第２ 細部事項

- 1 落成検査（第６条、第９７条、第１４１条、第１７５条関係）

クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの落成検査の申請の際に添付する「その他落成検査に必要な書面」とは、製造許可年月日及び番号（建設用リフトにあつては、製造許可年月日及び番号並びに廃止予定年月日）を記載した書面をいうこと。

- 2 特定機械等以外の設置報告（第１１条、第１０１条、第１４５条、第２０２条関係）

認定事業者については、特定機械等以外の機械等の設置報告を要しないものとしたことに伴い、実施状況等報告書の提出の際に、安衛則様式第２０号の４の表

に掲げる必要な書面を添付するものとしたこと。

3 変更検査（第45条、第86条、第130条、第164条、第198条関係）

クレーン、デリック、エレベータ又は建設用リフトの変更検査の申請の際に添付する「その他変更検査に必要な書面」とは、製造許可年月日及び番号、変更した部分並びに変更の理由を記載した書面をいうこと。

4 移動式クレーンの設置報告（第61条関係）

(1) 認定事業者については、移動式クレーンの設置報告を要しないものとしたことに伴い、実施状況等報告書の提出の際に、安衛則様式第20号の4の表に掲げる必要な書面を添付するものとしたこと。

(2) 従前は設置報告の際に記載していた検査証の「設置地」及び「事業場の名称」の欄については、実施状況等報告書の提出の際に記載することとなること。

5 クレーン・デリック運転士免許（第223条、第226条関係）

(1) クレーン・デリック運転士免許は、クレーン・デリック運転士免許試験に合格した者等に付与するものであること。

また、クレーン運転実技教習は、クレーン・デリック運転士免許試験の実技試験に代わるものであること。

(2) クレーン・デリック運転士免許以外の免許、技能講習及び特別教育については、変更がないこと。

(3) 経過措置

クレーン運転士免許（限定免許を含む。）又はデリック運転士免許所持者については、クレーン・デリック運転士免許試験学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除されること。

第5章 ゴンドラ安全規則関係

第1 改正の要点

1 ゴンドラに係る設置届及び変更届は、計画の届出であることから、認定事業者については、法第88条第1項ただし書の規定によりこれらの届出の義務は免除されていること。この場合においては、実施状況等報告書の提出の際に、設置状況等についても併せて提出するものとしたこと。

これに伴い、設置届又は変更届を提出していないゴンドラについて変更検査を受ける場合には、その申請書に、変更検査に必要な書面を添付するものとしたこと。

2 認定事業者については、ゴンドラの使用休止報告を要しないものとしたこと。この場合においては、実施状況等報告書の提出の際に、休止の状況についても併せて提出するものとしたこと。

第2 細部事項

1 設置届（第10条関係）

従前は設置届の際に記載していた検査証の「設置地」の欄、「事業場の名称」

の欄及び「記事」の欄（「可搬型」又は「常設型」の区分）については、実施状況等報告書の提出の際に記載することとなること。

2 変更検査（第29条関係）

ゴンドラの変更検査の申請の際に添付する「その他変更検査に必要な書面」とは、ゴンドラ変更届（様式第12号）に必要な事項を記載したもので差し支えないこと。この場合において、検査申請書の「変更届提出年月日」の欄及び変更届の様式のうち検査申請書の記載事項と重複する部分の記入は要しないこと。

第6章 有機溶剤中毒予防規則関係

第1 改正の要点

健康診断の結果について、遅滞なく、労働者に対して通知しなければならないこととしたこと。（第30条の2の2）

第2 細部事項（第30条の2の2関係）

「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨であること。

第7章 鉛中毒予防規則関係

第1 改正の要点

健康診断の結果について、遅滞なく、労働者に対して通知しなければならないこととしたこと。（第54条の3）

第2 細部事項（第54条の3関係）

「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨であること。

第8章 四アルキル鉛中毒予防規則関係

第1 改正の要点

- 1 四アルキル鉛等作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者から選任することとしたこと。（第14条）
- 2 健康診断の結果について、遅滞なく、労働者に対して通知しなければならないこととしたこと。（第23条の3）
- 3 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目等については、特定化学物質障害予防規則の定めるところによることとしたこと。（第27条）

第2 細部事項

1 四アルキル鉛等作業主任者（第14条関係）

旧法別表第18第24号に掲げる四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者は、改正省令附則第3条の規定により、四アルキル鉛等作業主任者となる資格を有するものであること。

2 健康診断の結果の通知（第23条の3関係）

「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨であること。

第9章 特定化学物質障害予防規則関係

第1 改正の要点

- 1 題名を「特定化学物質障害予防規則」に改めたこと。
- 2 令の改正に伴い、「特定化学物質等」を「特定化学物質」に改める等の整備を行ったこと。
- 3 特定化学物質作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者から選任することとしたこと。（第28条）
- 4 健康診断の結果について、遅滞なく、労働者に対して通知しなければならないこととしたこと。（第40条の3）
- 5 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目を定めたこと。（第51条）

第2 細部事項

1 特定化学物質作業主任者（第28条関係）

旧法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者は、改正省令附則第3条の規定により、特定化学物質作業主任者となる資格を有するものであること。

2 健康診断の結果の通知（第40条の3関係）

「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨であること。

第10章 高気圧作業安全衛生規則関係

第1 改正の要点

健康診断の結果について、遅滞なく、労働者に対して通知しなければならないこととしたこと。（第39条の3）

第2 細部事項（第39条の3関係）

「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨であること。

第11章 電離放射線障害防止規則関係

第1 改正の要点

健康診断の結果について、遅滞なく、労働者に対して通知しなければならないこととしたこと。（第57条の3）

第2 細部事項（第57条の3関係）

「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨であること。

第 1 2 章 登録製造時等検査機関等に関する規則関係

第 1 改正の要点

免許の統合及び技能講習の統合等に伴い所要の整備を行ったこと。

第 2 細部事項

1 改正省令附則第 1 0 条第 1 項の規定により、同項の表の上欄の登録区分について登録を受けている登録教習機関は、施行日において同表の中欄の登録区分について登録を受けた登録教習機関とみなされることから、登録製造時等検査機関等に関する規則（以下「機関則」という。）第 2 1 条に基づく登録の申請の必要はないこと。

2 施行日前に地山の掘削作業主任者技能講習の登録教習機関として登録を受けている者（土止め支保工作業主任者技能講習の登録教習機関として登録を受けていない者に限る。）については、施行日において地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の登録教習機関として登録を受けた者とみなされるためには、改正省令附則第 1 0 条第 2 項に規定する届出を、施行日の前日（平成 1 8 年 3 月 3 1 日）までに行わなければならないこと。

この場合において、当該届出の様式は任意で差し支えなく、例えば、登録教習機関登録申請書（機関則様式第 8 号）に必要事項を記載する方法があること。ただし、同項に規定する要件が備わっていることを証明する資料を添付すること。

3 統合に伴い業務規程の変更が必要になる場合は、機関則第 2 3 条第 3 項に規定する変更の届出が必要であること。

また、施行日前に行った技能講習に係る機関則第 2 4 条第 1 項に定める帳簿については、引き続き保存義務があること。

4 改正省令附則第 1 0 条第 1 項又は第 2 項の規定により、施行日において新たな登録区分で登録を受けた者とみなされる者（以下「引き継がれる登録教習機関」という。）については、当該登録区分ごとに都道府県労働局において登録教習機関登録簿への登録、登録の通知及び公示を行うこと。

5 引き継がれる登録教習機関に係る法第 7 7 条第 3 項において準用する法第 4 6 条第 4 項に規定する登録簿への登録は、以下によること。

(1) 同項第 1 号の登録年月日は施行日とし、有効期間は改正省令附則第 1 0 条の規定によること。また、同号の登録番号については、都道府県労働局が適宜決定するものであること。

(2) 同項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項については、従前の登録教習機関について記載されたものを引き継ぐものとする。

6 引き継がれる登録教習機関に係る平成 1 7 年度の法第 7 7 条第 3 項において準用する法第 5 0 条第 4 項の規定による事業報告書の提出は、従前の登録区分に基づき、引き継がれる登録教習機関が行うものであること。

7 引き継がれる登録教習機関となることを希望せず、業務を廃止しようとする登

録教習機関については、機関則第23条の2の規定により、技能講習・教習業務休廃止届出書（機関則様式第4号）を提出する必要があること。また、併せて機関則第25条の規定により帳簿の引渡しを行わなければならないこと。

なお、施行日前に地山の掘削作業主任者技能講習の登録教習機関として登録を受けている者（土止め支保工作業主任者技能講習の登録教習機関として登録を受けていない者に限る。）が、改正省令附則第10条第2項に規定する届出を施行日の前日（平成18年3月31日）まで行わない場合については、業務の廃止の届出は不要であるが、機関則第25条の規定による帳簿の引渡しは必要であること。

- 8 引き継がれる登録教習機関が、施行日前に、登録区分に係る技能講習で法第77条第3項において準用する法第52条、第52条の2及び第53条各号（第4号を除く。）に基づく行政処分の要件のいずれかに該当し、かつ、この法律の施行日前までに、その処分が行われていない場合、その時の処分の対象となる登録区分の範囲は、処分原因となった登録区分から分離した登録区分全て、又は処分原因となった登録区分と他の登録区分との統合によって設けられた新たな登録区分となること。
- 9 クレーン運転実技教習に係る登録教習機関については、特段の変更はないこと。

第13章 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則関係

第1 改正の要点

- 1 労働安全コンサルタントの筆記試験の科目である「産業安全一般」の科目の範囲について、「事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動」に「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」が含まれることを明らかにしたこと。（第3条第2項）
- 2 労働衛生コンサルタントの筆記試験の科目について次に掲げる改正を行ったこと。（第12条第2項）
 - (1) 「労働衛生一般」の科目の範囲について、「事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動」に「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」が含まれることを明らかにしたこと。
 - (2) 「健康管理」の科目の範囲について、面接指導等及びその事後措置を追加したこと。

第14章 石綿障害予防規則関係

第1 改正の要点

- 1 石綿作業主任者については、石綿作業主任者技能講習修了者から選任することとしたこと。（第19条）

- 2 健康診断の結果について、遅滞なく、労働者に対して通知しなければならないこととしたこと。（第42条の2）
- 3 石綿作業主任者技能講習の科目等を定めたこと。（第48条の2）

第2 細部事項

1 石綿等の定義の変更（第2条関係）

石綿を特定化学物質等から除外する令の改正に伴い、石綿等の定義方法を変更したものであるが、対象となるものの範囲は変わらないものであること。（第2条関係）

2 石綿作業主任者（第19条関係）

旧法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者については、改正省令附則第3条の規定により、石綿作業主任者となる資格を有するものであること。

3 健康診断の結果の通知（第42条の2関係）

「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨であること。

4 石綿作業主任者技能講習（第48条の2関係）

石綿作業主任者技能講習の講習科目の範囲、講習時間等については、告示で示すこととしていること。

VI 労働者派遣法、労働者派遣法施行令及び労働者派遣法施行規則関係

第1 改正の要点

- 1 改正法により新たに事業者の責務とされた事項のうち、法第28条の2に基づく危険性又は有害性等の調査等及び法第30条の2に基づく製造業等の元方事業者等の講ずべき措置については、派遣中の労働者に関し、派遣先事業者のみが事業者としての責務を負うものとされたこと。（労働者派遣法第45条第3項関係）
- 2 上記のほか、読替等に関する所要の規定の整備を行ったこと。（労働者派遣法第45条第15項、労働者派遣法施行令第6条並びに労働者派遣法施行規則第40条及び第41条関係）

第2 細部事項

改正法により新たに事業者の責務とされた事項のうち、法第66条の8及び第66条の9に基づく面接指導等については、派遣中の労働者に関し、派遣元事業者のみが事業者としての責務を負うものとされたこと。

VII その他

1 罰則の適用に関する経過措置

改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとしたこと。（改正法附則第11条、整備政令附則第3条及び改正省令附則第13条関係）

2 様式に関する経過措置

(1) 改正省令の施行の際現に提出され又は交付されている改正省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなすものとしたこと。（改正省令附則第11条関係）

(2) 改正省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができるものとしたこと。（改正省令附則第12条関係）

3 その他

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）、作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）について、所要の整備を行ったこと。

VIII 関係通達の一部改正

1 改正の要点

(1) 今回の改正により新たに規定された計画の届出が免除される事業者の認定について、その標準処理期間を1か月とする等の所要の整備を行うこと。（2関係）

(2) 技能講習の統合等に伴い、法別表第20の各技能講習における科目ごとの講師の条件の欄の「同等以上の知識経験を有する者」に含まれる者の解釈について、所要の整備を行うこと。（3関係）

(3) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、有機溶剤作業主任者技能講習及び石綿作業主任者技能講習の一部の科目に係る講師の条件について、労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）を追加するとともに、衛生管理者が講師となる際に必要となる実務に従事した経験年数を、「10年」から「5年」に短縮したこと。（3関係）

2 平成6年9月30日付け基発第612号・婦発第273号通達の一部改正

平成6年9月30日付け基発第612号・婦発第273号通達の一部を次のように改正する。

記の第2の1の(2)ロ(イ)中⑪を⑫とし、⑩を⑪とし、⑨を⑩とし、⑧の次に次のように加える。

⑨ 労働安全衛生法第88条に基づく「計画の届出の免除に係る認定（その更新を含む。）」（標準処理期間：1か月）

記の第2の1の(2)ロ(イ)中「上記⑪」を「上記⑫」に改める。

別添7申請に対する処分一覧表の安全衛生関係（労働安全衛生法に基づくもの）の表に次のように加える。

16	計画の届出の免除に係る認定（その更	法88-1	署長
----	-------------------	-------	----

	新を含む。)	法88－2	
--	--------	-------	--

別添8 不利益処分一覧表の安全衛生関係（労働安全衛生法に基づくもの）の表の次に次の一表を加える。

（労働安全衛生規則に基づくもの）

番号	処分内容	根拠条文 (条一項一号)	(処分権者)
1	計画の届出の免除に係る認定の取消	則87の9	署長

3 平成16年3月19日付け基発0319009号通達の一部改正

平成16年3月19日付け基発0319009号通達の一部を次のように改正する。
別添6の表5の項及び6の項を次のように改める。

5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 表の「作業方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、10年以上地山の掘削の作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者で、当該期間のうち3年以上当該作業に係る職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導又は監督する者としての地位にあったものが該当すること。 ただし、当分の間、講習科目「作業の方法に関する知識」のうち「地山の掘削の方法 浮石、埋設物等の処理 湧水の処理及び排水の方法 法面防護の方法 土砂及び岩石の性質」の範囲を実施する場合に限り、10年以上地山の掘削の作業に従事した経験を有する者で、当該期間のうち3年以上当該作業に係る職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導又は監督する者としての地位にあったものが該当し、また、講習科目「作業の方法に関する知識」のうち「土止め支保工の種類、材料、構造、組立図、点検及び補修 土止め支保工の切りばり、腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項」の範囲を実施する場合に限り、10年以上土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者で、当該期間のうち3年以上当該作業に係る職長その他の当該作業に従事する労働者を直接指導又は監督する者としての地位にあったものが該当することとして差し支えないこと。 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条
---	---

	件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 建設の作業又は安全指導の業務に10年以上従事した経験を有する者 (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を受けた者で、その後5年以上建設の作業又は安全指導の業務に従事した経験を有するもの 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有する者
6 削除	

別添6の表19の項を次のように改める。

19 削除	
-------	--

別添6の表20の項中「別表第20第10号」を「別表第20第9号」に改め、同表21の項中「別表第20第11号」を「別表第20第10号」に改め、同表22の項を次のように改める。

22 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	1 表の「条件」の欄の「実務」とは、管理、監督、指導、設計等の業務をいうものであること。 2 表の「健康障害及びその予防措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 (2) 薬剤師として7年以上の経験を有する者 3 表の「作業環境の改善方法に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 学校教育法による高等学校において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの (2) 衛生管理者として5年以上労働衛生に係る工学に関する研究又は実務に従事した経験を有する者
---	--

	(3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。） 4 表の「保護具に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 高等学校等において工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生保護具に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの (2) 衛生管理者として5年以上労働衛生保護具に関する実務に従事した経験を有する者 (3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。） 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものが該当すること。
--	--

別添6の表23の項中「別表第20第12号」を「別表第20第11号」に改め、同項3(2)中「10年」を「5年」に改め、同項3に次のように加える。

(3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）

別添6の表23の項4(2)中「10年」を「5年」に改め、同項4に次のように加える。

(3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）

別添6の表24の項中「四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を「有機溶剤作業主任者技能講習」に、「別表第20第12号」を「別表第20第11号」に改め、同項3(2)中「10年」を「5年」に改め、同項3に次のように加える。

(3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）

別添6の表24の項4(2)中「10年」を「5年」に改め、同項4に次のように加える。

(3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）

別添6の表25の項中「有機溶剤作業主任者技能講習」を「石綿作業主任者技能講習」に、「別表第20第12号」を「別表第20第11号」に改め、同項3(2)中「10年」を「5年」に改め、同項3に次のように加える。

(3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）

別添6の表25の項4(2)中「10年」を「5年」に改め、同項4に次のように加える。

(3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学である者に限る。）

別添6の表26の項中「別表第20第13号」を「別表第20第12号」に改め、同表27の項中「別表第20第14号」を「別表第20第13号」に改め、同表28の項

中「別表第20第15号」を「別表第20第14号」に改め、同表29の項中「別表第20第16号」を「別表第20第15号」に改め、同表30の項中「別表第20第17号」を「別表第20第16号」に改め、同表31の項及び32の項中「別表第20第18号」を「別表第20第17号」に改め、同表33の項及び34の項中「別表第20第19号」を「別表第20第18号」に改め、同表35の項中「別表第20第20号」を「別表第20第19号」に改め、同表36の項中「別表第20第21号」を「別表第20第20号」に改め、同表37の項中「別表第20第22号」を「別表第20第21号」に改め、同表38の項中「別表第20第23号」を「別表第20第22号」に改め、同表39の項中「別表第20第24号」を「別表第20第23号」に改める。

改正労働安全衛生法

平成18年4月1日、施行。

職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、労働安全衛生法が改正されました。

このパンフレットは、過重労働・メンタルヘルス対策としての医師による面接指導制度の導入、事業者による自主的な安全衛生活動の促進のための危険性・有害性の調査の努力義務化など、多岐にわたる改正法のポイントをまとめたものです。

業種、業務により適用される規定が異なりますので、それぞれの事業場に関わる改正事項をご理解いただき、内容を遵守いただくよう、お願いいたします。

あわせて、職場の安全衛生管理体制を見直し、安全で健康な職場環境の確立をめざしましょう。

改正労働安全衛生法 11のポイント

- 1 長時間労働者への医師による面接指導の実施
- 2 特殊健康診断結果の労働者への通知
- 3 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施
- 4 認定事業者に対する計画届の免除
- 5 安全管理者の資格要件の見直し
- 6 安全衛生管理体制の強化
- 7 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施
- 8 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付
- 9 化学物質等の表示・文書交付制度の改善
- 10 有害物ばく露作業報告の創設
- 11 免許・技能講習制度の見直し

改正のポイント 各項目の冒頭に、対象となる業種、業務を示しています。

1 長時間労働者への医師による面接指導の実施

(法第66条の8, 第66条の9, 第104条)

- 対象 **全ての事業場** (常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月から適用)
- 事業者は、労働者の**週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて**、医師による面接指導を行わなければなりません。
(ただし、1か月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除きます。)
 - 上記の時間に該当するか否かの算定は、毎月1回以上、基準日を定めて行ってください。
 - 医師は、労働者の勤務の状況、疲労の蓄積の状況その他心身の状況(メンタルヘルス面も含みます。)について確認し、労働者本人に必要な指導を行います。
 - 事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければなりません。
 - 事業者は、医師の意見を勘案して、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じるほか、医師の意見の衛生委員会等への報告その他の適切な措置を講じなければなりません。
- 事業者は、**次の①または②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければなりません。**
 - ① 長時間の労働(週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合)により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者(申出を受けて実施)
 - ② 事業場で定める基準に該当する労働者

～事業場で定める基準の例～

 - ・週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超えた労働者及び2～6か月間の平均で1月当たり80時間を超えた労働者全てに面接指導を実施する
 - ・週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた全ての労働者に、面接指導を実施する
 - ・週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者で産業医が必要であると認めた者には、面接指導を実施する
 - ・週40時間を超える労働が1月当たり45時間を超えた労働者に係る作業環境、労働時間等の情報を産業医に提出し、事業者が産業医から助言指導を受ける

■面接指導の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。

※労働者本人による自己診断のための「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を厚生労働省ホームページで公開していますので、ご活用ください。

2 特殊健康診断結果の労働者への通知

(法第66条の6)

- 対象 **特殊健康診断の実施義務がある全ての事業場**
- 一般健康診断に加え、特殊健康診断の結果についても、労働者本人への結果の通知が義務となりました。

3 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施

(法第28条の2)

- 対象 **安全管理者を選任しなければならない業種の事業場**(規模にかかわらず対象となります)。
なお、**化学物質等で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある物に係る調査は全ての事業場が対象です**(改正前の法第58条と同一です)。
- 職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努めなければなりません(努力義務)。
- リスクアセスメントの実施時期は、次の①～④です。
 - ①建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
 - ②設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ③作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ④その他危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- 厚生労働省では、危険性・有害性等の調査及び必要な措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を公表することとしています。
- 職長等の教育事項に、危険性・有害性等の調査等に関する事項が追加されました。(安衛則第40条)

(注) 安全管理者を選任しなければならない業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

4 認定事業者に対する計画届の免除

(法第88条)

- 対象 労働安全衛生法第88条第1項又は第2項の計画の届出を行う事業場
- 3の危険性・有害性等の調査を含め、労働安全衛生マネジメントシステムを実施している事業場は、次の①～③を満たしていることについて労働基準監督署長の認定を受けることにより、計画の届出が免除されます。
 - ①労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると認められること。
 - ②労働災害の発生率が業種平均を下回っていること。
 - ③申請の日前1年間に死亡災害等の重大な労働災害が発生していないこと。
- 特定機械等の落成検査、変更検査等は免除されません。
- 認定は3年間有効です。申請に必要な書類等の詳細は労働基準監督署にお問い合わせください。

(注) 労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の(1)～(4)に掲げる活動を自主的に行うものです。(安衛則第24条の2)

- (1) 安全衛生に関する方針の表明
- (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- (3) 安全衛生に関する目標の設定
- (4) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

厚生労働省では「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を定め、公表しています。

5 安全管理者の資格要件の見直し

※平成18年10月1日施行（安衛則第5条）

- 対象 安全管理者を選任しなければならない事業場
- 平成18年10月1日から、安全管理者は、厚生労働大臣が定める研修（危険性・有害性等の調査に関する事項を含み計9時間）を受けた者の中から選任しなければなりません。
- 平成18年10月1日において安全管理者として選任された経験が2年未満の方も、同日以降に安全管理者として選任されるためには、上記の研修を受ける必要があります。
- 実務経験年数の要件は、これにより短縮されます。

6 安全衛生管理体制の強化

（安衛則第21条～第23条等）

- 対象 総括安全衛生管理者、安全委員会、衛生委員会等の選任又は設置義務がある事業場
- 次の事項が、それぞれ追加になります。

追 加 と な る 事 項	総括安全衛生管理者 が統括管理する業務	安全委員会の 調査審議事項	衛生委員会の 調査審議事項
安全衛生に関する方針の表明に関する事	○	—	—
危険性・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事	○	○ (安全部分)	○ (衛生部分)
安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事	○	○ (安全部分)	○ (衛生部分)
長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事	—	—	○
労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事	—	—	○

※安全衛生委員会は、安全委員会と衛生委員会を併せたものとなります。

- 事業者は、安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会の開催の都度、遅滞なく、その議事の概要を労働者に周知しなければなりません。

7 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施

(法第30条の2)

■対象業種 製造業

■製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害の防止のため、次の措置を講じなければなりません。

- ① 随時、元方事業者と関係請負人、また関係請負人相互間の連絡・調整を行うこと。
- ② クレーン等の運転等についての合図の統一、事故現場等を表示する標識の統一、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、エックス線装置に電力が供給されている場合等における警報の統一と、これらについての関係請負人への周知

※建設業、造船業の元方事業者が講じなければならない措置の範囲は、現行どおりです。

8 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付

(法第31条の2)

■対象設備 化学設備及び特定化学設備並びにこれらの附属設備（※配管を含む。）

■対象となる作業 対象設備の改造、修理、清掃等の作業で、当該設備を分解するもの又は当該設備の内部に立ち入るもの

■対象となる作業を請負人に発注する注文者は、次の事項を記載した文書等を作成し、その請負人に交付しなければなりません。

- 記載事項…①その設備で製造・取り扱うものの危険性及び有害性
②当該作業において注意すべき安全・衛生に関する事項
③当該作業について講じた安全・衛生を確保するための措置
④流出等の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

9 化学物質等の表示・文書交付制度の改善

※平成18年12月1日施行（法第57条、第57条の2）

■対象 政令で定める危険物・有害物を譲渡・提供する者

■化学物質の有害性のみを対象とした表示・文書交付制度から、引火性等の危険性も対象として追加された表示・文書交付制度となります。

■対象物を容器・包装に入れて、譲渡・提供する場合の表示事項に、絵表示などが追加されます。（対象となる物質、絵表示等の詳細は、平成18年夏に決定の予定です。）

10 有害物ばく露作業報告の創設

(安衛則第95条の6)

■対象 別に厚生労働大臣が告示する化学物質等を一定量以上取り扱う事業者

■対象事業者は、所定の様式による報告書を提出しなければなりません。対象物質、提出期日等は別途告示されます。

11 免許・技能講習制度の見直し

■免許・技能講習制度が次のように変わります。

■平成18年3月31日までに現行の免許を取得している方、技能講習を修了した方は、これまでどおり対象業務に従事することができます。

(現行)	→	(平成18年4月1日以降)
・クレーン運転士免許 ・デリック運転士免許	→	クレーン・デリック運転士免許 ※クレーン、デリックとも運転できます。デリックの実技教習は廃止となります。 ※クレーンのみ運転できる限定免許を設けます。
・地山の掘削作業主任者技能講習 ・土止め支保工作業主任者技能講習	→	「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に統合
・ボイラー据付け工事作業主任者技能講習	→	技能講習を廃止。ボイラー据付け工事を行う場合は、必要な能力を有すると認められる者の中から、作業の指揮者を定めなければなりません。
・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ・特定化学物質等作業主任者技能講習	→	・「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に統合 ・石綿を取り扱う作業については「石綿作業主任者技能講習」を分離・新設

表に記載のない免許、技能講習については、変更はありません。

施行期日は、平成18年4月1日です。

ただし、5の安全管理者の資格要件は平成18年10月1日から、9の化学物質等の表示・文書交付制度の改善は平成18年12月1日から施行されます。また、1の面接指導については、常時50人未満の労働者を使用する事業場については平成20年4月1日から適用されます。

Memo

さらに詳しく内容をお知りになりたいときは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

また、改正労働安全衛生法及び関係の政令・省令の条文は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>)に掲載します。